

前回定例会（3月5日）以降の原子力規制庁の動き

平成26年4月9日
柏崎刈羽原子力規制事務所

【原子力規制委員会】

（3月5日定例会）

○放射線審議会の委員の選任について（案）

放射線審議会の委員の選任に向けた基本的な方針等が了承されました。

○原子力規制委員会の取組の公表について（案）

原子力規制委員会の取組については、原子力規制委員会設置法の成立の際の参議院附帯決議において、毎年3月11日に公表することとされています。1年間の取組の概要をまとめ、ホームページ上で公表いたしました。

（別添1）

（3月13日定例会）

○放射線審議会委員の任命について（案）

事務局より候補者が示され、案のとおり了承されました。（別添2）

※平成26年4月4日（金）に第127回放射線審議会総会が開催されました。

○新規制基準適合性審査の状況について（案）

九州電力川内1・2号機について、申請の補正と審査書案の作成の準備に入ることが了承されました。（別添3）

（3月26日定例会）

○審査書案に対する科学的・技術的意見の募集について

原子力発電施設等の設置変更許可申請に関する規制基準適合性審査に対する科学的・技術的意見の募集要領が事務局案のとおり了承されました。（別添4）

（4月3日定例会）

○平成26年度における保安規定の遵守状況等に関する検査の重点方針について（案）

平成26年度保安検査の実施方針が事務局案のとおり了承されました。（別添5）

【原子力規制委員会 検討チーム等】

○原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| 3月 5日 第89回会合 | 3月 6日 第90回会合 |
| 3月11日 第91回会合 | 3月12日 第92回会合 |
| 3月13日 第93回会合 | 3月18日 第94回会合 |
| 3月19日 第95回会合 | 3月20日 第96回会合 |
| 3月25日 第97回会合 | ※大規模損壊等に係る審査のため非公開 |
| 3月25日 第98回会合 | 3月26日 第99回会合 |
| 3月27日 第100回会合 | 4月 2日 第101回会合 |
| 4月 3日 第102回会合 | |
| 4月 3日 現地調査（川内原子力発電所1・2号炉） | |
| 4月 9日 第103回会合 | 4月10日 第104回会合 |
| 4月10日 第105回会合 | ※大規模損壊等に係る審査のため非公開 |

【柏崎刈羽原子力発電所 6・7号炉 審査状況】

- 3月10日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（39）
＜3社4プラント合同ヒアリング（17）＞
- 3月12日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（40）
＜3社4プラント合同ヒアリング（18）＞
- 3月13日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（41）
- 3月14日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（42）
＜3社4プラント合同ヒアリング（19）＞
- 3月17日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（43）
＜3社4プラント合同ヒアリング（20）＞
- 3月18日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（44）
＜3社4プラント合同ヒアリング（21）＞
- 3月25日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（45）
＜3社4プラント合同ヒアリング（22）＞

○原子力発電所の高経年化技術評価等に係る審査会合

- 3月17日 第3回会合
- 4月 7日 第4回会合

○設計・建設規格及び材料規格の技術評価に関する検討チーム

- 3月24日 第4回会合

【放射線審議会総会】

4月 4日 第127回総会

【原子力規制委員会ホームページ】

(3月 5日、20日)

○新規採用に関する原子力規制庁の取組について

原子力規制委員会の事務局である原子力規制庁では、今後の原子力規制行政を担う職員を確保するため職員採用活動を強化しています。

詳細は、ホームページで確認をお願いします。

<http://www.nsr.go.jp/employ/20140305.html>

(3月14日)

○陸域モニタリング測定に関する位置情報の正誤表等について

本年2月28日にご報告した一部の陸域モニタリング結果の資料における位置情報の誤記に関し、位置情報の正誤表、訂正後の位置情報を作成しました。

<http://www.nsr.go.jp/news/26/03/0314.html>

【柏崎刈羽原子力規制事務所】

○平成25年度第4回保安検査の実施結果について（速報）

別添6のとおり

なお、同結果については3月26日に事務所ホームページにも掲載しております。

【柏崎刈羽原子力発電所に対する検査の実施等】

(4月 2日～3日)

使用済燃料輸送容器保管建屋（増設）に係る使用前検査を実施しました。

今後、検査結果を踏まえた手続きを進めて参ります。

- ・構造、強度又は漏えいに係る検査
- ・工事の計画に係る全ての工事が完了した時に係る検査

以 上

原子力規制委員会の取組の概要 (平成 25 年 3 月 11 日～平成 26 年 3 月 10 日)

原子力規制委員会は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「東京電力福島第一原子力発電所」という。）の重大事故の教訓を踏まえ、従前は関係行政機関が担っていた原子力の規制、核セキュリティに加え、原子力基本法及び原子力災害対策特別措置法の規定に基づく原子力災害対策指針の策定等、原子力防災に関する技術的・専門的立場からの事務を一元的に担う組織として、平成 24 年 9 月に設置された。平成 25 年 4 月より、国際約束に基づく保障措置、放射線モニタリング及び放射性同位元素の使用等の規制についての事務も担っている。また、平成 26 年 3 月 1 日には、独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「原子力安全基盤機構」という。）が原子力規制委員会に統合され、その業務が移管された。

平成 26 年 3 月現在の定員は 1,025 名、平成 25 年度予算は 63,273*百万円（補正後）である（なお、内閣府においては別途、原子力防災関連予算 33,766*百万円（補正後）が計上されている）。平成 25 年 3 月 11 日から平成 26 年 3 月 10 日までに、原子力規制委員会を 48 回開催し、必要な審議、評価、決定等を行った。（表 1、表 2 参照）

上記期間における、原子力規制委員会の業務の取組状況等の概要は以下のとおりである。

1. 原子力規制行政に対する信頼の確保に向けた取組

（1）原子力規制委員会の体制強化

原子力規制委員会設置法附則第 6 条第 4 項に基づき、原子力規制委員会全体として専門性を高めていくため、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案が平成 25 年 10 月に第 185 回臨時国会に提出され、11 月に成立した。平成 26 年 3 月の同法施行に伴い、原子力安全基盤機構が原子力規制委員会に統合され、その業務が移管された。

移管された業務の実施に加え、原子力規制委員会での厳格かつ適正な審査・検査や東京電力福島第一原子力発電所対応、原子力防災対策の充実等を確保するため、統合に伴う一時的な業務増へ対応するための定員を一部含め、原子力規制委員会の定員は、全体で 545 人から 1,025 人に増員された。組織についても、原子力規制委員会の管理・運営の統括部門と旧原子力安全基盤機構の安全研究部門を中心とした「技術基盤グループ」から成る「長官官房」、原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）に基づく審査・検査や東京電力福島第一原子力発電所対応を行う「原子力規制部」、事故時の住民避難やモニタリング体制の整備を進めるための「放射線防護対策部」、原子力規制人材の育成を専門的に行う「原子力安全人材育成センター」が設置されることとなった（図 1）。

* 復興庁に計上されている東日本大震災復興特別会計を含む。

(2) 透明性・中立性の確保、人材育成

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて設置されたとの経緯を踏まえ、国民からの信頼性の向上に向けて、継続的に取り組んでいくことが極めて重要であると認識している。原子力規制委員会は、原子力利用に対する確かな規制を通じて、人と環境を守るという使命を果たすため、科学的・技術的見地から、公正・中立に、かつ独立して意思決定を行うこと、その際、多様な意見を聴くことによって独善的にならないように留意すること、形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫き、真に実効ある規制を追求すること、意思決定のプロセスを含め、規制に関わる情報の開示を徹底し、透明性を確保すること、を組織理念として、様々な政策課題に取り組んでいる。

例えば、平成 25 年 7 月の発電用原子炉の新規制基準の策定や、その後の基準への適合性審査においては、多くの有識者を交えて科学的・技術的な観点から精力的な議論及び審査を進めている。

中立性の確保については、平成 24 年 9 月に独自に定めた原子力規制委員会委員の在任期間中の行動規範や外部有識者の選定に当たっての要件等を遵守している。また、原子力規制委員会及び各種検討会合等のインターネット動画サイトによる生中継、会議の議事、議事録及び資料の公開、委員 3 人以上が参加する規制に関わる打合せの概要、被規制者との面談の概要等を原則公開することに加え、行政文書の積極的公開、幅広い報道機関に対する積極的な記者会見（定例は原子力規制委員会委員長 / 週 1 回、原子力規制庁報道官 / 週 2 回）等を継続し、意思決定過程の透明性の確保に努めている。

加えて、実効ある規制事務を遂行するためには職員の資質向上を図ることが重要である。原子力安全基盤機構の統合の目的である、原子力規制委員会全体の専門性の向上を着実に実施するとともに、原子力規制に関する専門研修等に加え、原子力工学の知識の維持・向上のための研修等を実施した。

(3) 国際機関及び諸外国との連携・協力

国際社会からの信頼確保や連携・協力及び国際社会への情報発信も重要課題である。原子力規制委員会は、平成 25 年 5 月及び 9 月の国際原子力規制者会議（INRA）の主催をはじめとして、各種会議等における意見交換、原子力規制に係る情報交換に関する海外の原子力規制機関等との二国間取極等文書（米国、英国、フランス、カナダ、ロシア、スウェーデン、スペイン及びフィンランド）の締結及び原子力安全条約の履行に係るレビュー等を通じた国際機関や諸外国との連携の強化に加え、諸外国の原子力規制に係る経験や知見を積極的に取り入れるよう努めた。また、国際原子力機関（IAEA）、経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）等の国際機関や海外の原子力規制機関等に、帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方（英語版）や東京電力福島第一原子力発電所近辺の海域モニタリングの結果等について、積極的に情報発信した。さらに、IAEA の総合原子力安全規制評価サービス（IRRS）を、平成 27 年末を目処に受け入れることを表明した。

2. 原子力施設等の安全確保に向けた取組

(1) 東京電力福島第一原子力発電所の事故後の対応

平成 23 年 3 月 11 日に深刻な重大事故が発生した東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策については、政府が総力をあげて対策を実施することとなっている。原子力規制委員会としても、「廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議」等に規制当局として参加しており、技術的・専門的な助言をしている。具体的に、東京電力福島第一原子力発電所に設置される原子力施設については、原子力規制委員会は、原子炉等規制法に基づき、平成 24 年 11 月に「特定原子力施設」に指定するとともに、東京電力に「措置を講ずべき事項」を示し、当該施設の保安等の措置を実施するための計画（以下「実施計画」という。）の提出を求め、平成 24 年 12 月に東京電力から実施計画を受領した。

原子力規制委員会は、「特定原子力施設監視・評価検討会」を設け、「措置を講ずべき事項」に合致しているか等の視点から、現地調査も踏まえながら審査を行い、留意事項を示した上で、平成 25 年 8 月に実施計画を認可した。実施計画を認可した後、これまでに作業の進捗状況に応じ、6 件の実施計画の変更を認可している。また、実施計画の遵守状況の検査として、保安検査を 3 回、使用前検査を 3 件、溶接検査を 2 件実施するなど、東京電力の取組を監視している。

護岸付近の地下水から放射性物質が検出されたことに端を発する汚染水問題に対しては、地中/海洋への汚染水の拡散範囲の特定、拡散防止策を検討するための「汚染水対策検討ワーキンググループ」及び東京電力福島第一原子力発電所事故に関連した海洋モニタリングの現状を踏まえ、その在り方について検討を行う「海洋モニタリングに関する検討会」を設置し、継続して議論している。

これまでリスクの高さを指摘してきた高濃度汚染水が滞留している海水配管トレンチについて、「汚染水対策検討ワーキンググループ」においてタービン建屋との止水や濃度低減の取組等の対策の進捗を確認している。

リスクの高さが指摘されてきた 4 号機使用済燃料プールについては、当初の計画を前倒しして燃料の取出しが開始され、今のところ順調に作業が進んでいる。開始にあたって事業者から提出された実施計画について、時宜に即して審査や検査が行われたとして、IAEA から良好事例として評価された。

その他、汚染水の漏えいが続き、東京電力福島第一原子力発電所における現場管理能力が著しく低下しているとの懸念から、原子力規制委員会委員長は、平成 25 年 10 月に東京電力社長に対し、作業員の環境やサイト内の放射線対策など、環境を整備することや、燃料取出しを注意して進めること等を求めた。また、原子力規制委員会では、汚染水対策をはじめとする現地の監視体制の強化を図るため、平成 25 年 5 月までに福島第一原子力規制事務所の原子力保安検査官計 2 名を増員するなど、東京電力福島第一原子力発電所全体のリスク低減に向け、継続して取り組んでいる。

また、平成 25 年 11 月には、避難をしている住民の帰還に当たり、帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的な考え方として、個人の被ばく線量低減や健康不安対策等を通じて、

長期的な目標として帰還後の住民が受ける追加被ばく線量が年間 1 mSv 以下になることを目指すこと等の提言を取りまとめた。

（２）東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射線モニタリング

東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る放射線モニタリングについては、関係府省や福島県等と連携して「総合モニタリング計画」に沿って陸域や海域等のモニタリングを実施し、解析結果を、毎週、公表している。海域のモニタリングについては、「海洋モニタリングに関する検討会」を設置し、モニタリング強化の検討等を行った。また、平成 25 年 11 月には、IAEA の海洋モニタリングの専門家による視察を受け入れ、原子力規制委員会と日本の関係機関は放射線レベルを監視するための包括的なモニタリングプログラムを策定していること等の評価がなされた。

（３）原子炉等規制法に基づく規制基準等の見直し

原子力規制委員会は、発電用原子炉については平成 25 年 7 月に、核燃料施設等については 12 月に、重大事故（シビアアクシデント）対策の強化や、最新の技術的知見を取り入れ既設の施設にも新規制基準への適合を義務づける制度（バックフィット制度）の導入等を含む新たな基準を策定・施行した。

発電用原子炉については検討チームを立ち上げ、設計基準の強化やシビアアクシデント対策等に関する基準や地震及び津波に対する設計基準等について議論を行った。その際には、国会事故調査委員会報告書などで、これまでに明らかにされた情報を踏まえ、海外の規制基準も確認しながら、世界で最も厳しい水準の新規制基準を策定した。新基準では、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、地震や津波に耐える性能の強化に加え、巨大地震や大津波により、万一過酷事故が発生した場合に対する十分な準備を取り入れている。

核燃料施設等については、取り扱う核燃料物質等の形態や施設の構造が多種多様であることから、それらの特徴を踏まえて、施設ごとに基準を策定することとし、それぞれの施設に応じた基準等について検討した。基準の策定に当たっては、IAEA の安全要件等に示された考え方を取り入れたほか、各国の規制基準を参考にした。

（４）適合性審査の実施

原子力規制委員会では、発電用原子炉及び核燃料施設等に係る新規制基準に基づき、適合性審査を開始した。

発電用原子炉については、現在すべての運転が停止している中で、これまでに 8 事業者から 10 原子力発電所（17 プラント）について申請が行われている状況にある。こうした中、原子力規制委員会においては、これまでに申請がなされたものについて、90 回の審査会合、8 回の現地調査の実施に加え、申請書の記載内容に関して事実確認をするための事務的なヒアリングを順次行い、適合性審査を進めている（表 3）。

審査においては、設置変更許可、工事計画認可及び保安規定変更認可に係る申請書について、新規制基準への適合性を確認する作業を進めている。具体的には、基準地震動や基準津

波の評価、それらに対する耐震・耐津波設計方針の確認、シビアアクシデント等の発生及び拡大防止に必要な設備、手順、体制、訓練等の確認や有効性評価、内部溢水、内部火災、竜巻に関する影響評価や対策等について確認を行っている。

また、核燃料施設等についても、8施設より申請があり、新規制基準に基づく適合性審査を進めている。加えて、六ふっ化ウランを正圧で扱う燃料加工施設及び中高出力試験研究炉に係る現状確認を進めている。

(5) 原子力発電所敷地内破砕帯の調査

旧原子力安全・保安院での検討において、発電所敷地内の破砕帯の追加調査が必要とされた6つの発電所について、関係学会から推薦を受けた有識者で構成する会合を開催し、現地調査と評価を実施している。平成24年度からの関西電力大飯発電所、日本原子力発電敦賀発電所及び東北電力東通原子力発電所に続き、平成25年度は日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ、関西電力美浜発電所及び北陸電力志賀原子力発電所について有識者会合による現地調査と評価を開始し、対象期間内に18回の評価等会合と8回の現地調査等を実施した(表4)。

敦賀発電所については、平成25年5月に原子炉建屋直下を通る破砕帯が「耐震設計上考慮する活断層」であるとの評価を取りまとめた。その後、事業者から追加調査結果が提出され、評価の見直しの要否について有識者会合で議論を行うこととなった。大飯発電所については、平成26年2月に安全上重要な施設の直下を通る破砕帯について、「将来活動する可能性のある断層等」ではないとの評価を取りまとめた。

(6) 全国の原子力施設の検査等の状況

原子力規制委員会では、原子炉サイト近傍に原子力規制事務所(全22カ所)を設置し、原子力保安検査官を配置して、日々の保安規定の遵守状況の確認や施設定期検査の立会い等を行っている。

原子力施設の規制への適合性を確認するために、原子炉等規制法(平成25年7月7日までは電気事業法)に基づき、商業用の原子力発電所16施設で施設定期検査を実施している。また、原子炉等規制法に基づき、15施設(試験研究用原子炉施設4施設、加工施設全6施設、研究開発段階炉[廃止措置中]全1施設、実用発電用原子炉[廃止措置中]1施設、再処理施設1施設、廃棄物管理施設全2施設)で施設定期検査を実施した。また、同法に基づき、保安規定遵守状況を確認する検査(保安検査)を、62施設(加工施設全6施設、試験研究用原子炉全6施設、試験研究用原子炉[廃止措置中]全8施設、実用発電用原子炉全17施設、実用発電用原子炉[廃止措置中]全2施設、研究開発段階炉[建設中]全1施設、研究開発段階炉[廃止措置中]全1施設、再処理施設全2施設、廃棄物管理施設全2施設、廃棄物埋設施設全2施設、核燃料物質使用施設全15施設)について行った。

また、原子炉等規制法に基づき報告のあった事故・故障等は7件(特定原子力施設5件、実用発電用原子炉1件、加工施設1件)であった。

以上を踏まえ、全国の原子力発電所の検査等の結果を表5のとおり示す。

(7) 放射性同位元素等による放射線障害の防止

原子力規制委員会では、放射性同位元素等の放射線利用による放射線障害を防止するため、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、許可使用者等（平成 26 年 3 月 10 日現在の事業所数 7,748）について、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性汚染物の廃棄その他の取扱いに関する規制を行っている。本業務が原子力規制委員会の所掌となった平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 10 日までの間に、34 件の新規使用許可、357 件の許可使用に係る変更許可、204 件の立入検査等を行った。

また、当該法律に基づき報告のあった事故・故障等は 3 件であった。

3. 危機管理体制の整備のための取組

(1) 原子力災害対策の体制整備

東京電力福島第一原子力発電所事故の経験と教訓を踏まえた新たな原子力災害対策を構築するため、平成 24 年 9 月の原子力規制委員会の設置に合わせ、原子力基本法、原子力災害対策特別措置法等の関連法令が改正され、政府の新たな原子力災害対策の枠組みが構築された（図 2）。政府全体の原子力防災対策を推進するための機関として、内閣に「原子力防災会議」が設置され、原子力規制委員会委員長が会議の副議長に位置づけられている。また、大量の放射性物質の放出等、原子力緊急事態が発生した場合に設置される「原子力災害対策本部」においては、原子力規制委員会委員長がその副本部長に位置づけられ、原子力施設に係る技術的・専門的事項の判断については、原子力規制委員会が一義的に担当することとされている。

原子力災害対策特別措置法では、原子力規制委員会は、事業者、国、地方自治体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針を定めることとされている。原子力規制委員会においては、平成 24 年 10 月に同指針を策定した後も検討を重ね、数次の改定を行った。平成 25 年 6 月の改定では、緊急時モニタリングの実施体制や運用方法、安定ヨウ素剤の事前配布の方法等について具体化した。また、同年 9 月の改定では、緊急時における防護措置の実施の判断基準となる EAL（緊急時活動レベル）の枠組みについて、新規基準を踏まえたものに改定した。

これらの指針の改定に示された対応の実行性を高めるため、平成 26 年 1 月には、防災基本計画の原子力災害対策編が修正された。

(2) 緊急時対応への取組

平成 24 年 9 月 19 日の平成 24 年度第 1 回原子力規制委員会において、警戒事象（原子力発電所立地市町村における震度 5 弱以上の地震の発生等）が発生した際に、ERC（緊急時対応センター）の立ち上げや現地原子力規制事務所長等が緊急時対策所に参集する等の原子力規制委員会の対応について定めた、「原子力規制委員会初動対応マニュアル」が決定されている。また、緊急時における情報連絡を円滑かつ確実なものとするため、国、地方公共団

体、事業者における各拠点が接続されたテレビ会議システム、衛星回線を活用した通信システムなどが整備されている。

平成 25 年 10 月 11 日及び 12 日に鹿児島県九州電力株式会社川内発電所を対象とした、国、原子力事業者、地方公共団体等が一体となって実施する原子力総合防災訓練に、原子力規制委員会としても参加した。

また、原子力事業者の防災訓練は原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力規制委員会にその結果を報告することとなっている。現地の原子力規制事務所に駐在する原子力防災専門官等により訓練を現場で確認するとともに、原子力規制委員会はこの訓練について評価を行うため、原子力事業者訓練報告会を開催し、原子力事業者の訓練についての評価を行った。今後も当該報告会を開催し、対応能力の向上に役立てることとしている。

(3) 環境モニタリング

原子力発電施設等の周辺地域における放射線の影響及び全国の環境放射能水準を調査するため、全国 47 都道府県における環境放射能水準調査や、原子力発電所等周辺海域（全 16 海域）における海水等の放射能分析、原子力発電施設等の立地・隣接道府県（24 道府県）が実施する放射能調査等の支援を実施した。この他、米国原子力艦寄港に係る放射能調査を着実に実施した。

4 . 核セキュリティ及び保障措置に係る取組

(1) 核セキュリティに係る取組

核セキュリティにおける主要課題への対応に関しては、平成 25 年 7 月より、核セキュリティに関する検討会において、輸送における核セキュリティ、個人の信頼性確認制度といった個別課題の具体的検討を進めるため、それぞれの課題を取り扱うワーキンググループを開催して検討を行っている。

国際的要請への対応としては、平成 26 年 1 月、IAEA に対し国際核セキュリティ諮問サービス（IPPAS）のミッション受け入れの正式要請を行った。

また、平成 17 年に、IAEA において開催された条約改正案の審議のための会議において採択された改正核物質防護条約の締結のため、核物質防護条約の国内担保法である「放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（放射線発散処罰法）」の一部を改正する法律案を第 186 回国会に提出した。

許認可等については、60 件の核物質防護規定の変更の認可を行った。また、平成 25 年度の核物質防護検査では、独立行政法人日本原子力研究開発機構敦賀本部高速増殖炉研究開発センターにおいて核物質防護規定遵守義務違反が認められ、平成 25 年 11 月、同機構に対して文書により厳重に注意するとともに、再発防止を求めることとした。

(2) 保障措置に係る取組

原子力規制委員会は、日・IAEA 保障措置協定に基づき、我が国の核物質が核兵器などに

転用されていないことの確認を IAEA から受けるために必要な、原子力施設や大学などが保有する全ての核物質の在庫量の報告のとりまとめと IAEA への申告及び、報告に誤りがないことを確認する保障措置検査を実施している。平成 25 年 7 月に IAEA より公表された、2012 年版「保障措置声明」においては、我が国は例年と同様に「全ての核物質が平和的利用の範囲にあると見なされる（拡大結論）」との評価がなされている。

東京電力福島第一原子力発電所の事故から 3 年、原子力規制委員会が発足してから約 1 年半が経過した。原子力規制委員会発足後の取組について、IAEA をはじめとする国際機関から一定の評価を受けているものもあるが、一方で、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策、新規制基準に基づく適合性審査、原子力防災対策の充実強化等、未だ多くの課題を抱えている。

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の重大事故の教訓から設置された経緯を改めて認識し、引き続き、規制組織として国内外からの信頼回復に努め、原子力利用に対する確かな規制を通じて、人と環境を守るという使命を果たすための最大限の努力を継続する必要がある。

表 1 原子力規制委員会の開催実績

(平成 25 年 3 月 11 日～平成 26 年 3 月 10 日)

回	月日	主な審議等事項
平成 24 年度		
33	3. 19	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第二原子力発電所の復旧計画に基づく原子力災害事後対策の実施状況に係る立入検査の実施について 東京電力福島第一原子力発電所多核種除去設備（A 系）のホット試験開始に関する評価 高速増殖原型炉もんじゅに関する命令等に対する日本原子力研究開発機構からの報告に係る確認状況 発電用原子炉の新規制施行に向けた基本的な方針
34	3. 27	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制庁と原子力安全基盤機構の連携強化について 原子力発電工作物の保安に関する省令第五十三条第一項の表各号の規定に基づき特定重要電気工作物を定める告示の一部改正 東京電力福島第一原子力発電所における事故分析に係る検討会の立上げ 試験研究用原子炉、核燃料施設等に関する基準等の策定の進め方 平成 25 年度原子力規制委員会事後評価実施計画及び政策評価懇談会の開催 東京電力柏崎刈羽原子力発電所第 1 号機の燃料集合体における燃料棒の曲がりについて 東京電力福島第一原子力発電所における停電による設備の停止について 安全目標について
35	3. 29	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画（特定核燃料物質の防護）の認可 核物質防護規定の変更認可申請の認可及び同認可に係る治安機関への意見照会（実用発電用原子炉施設、再処理施設等）
平成 25 年度		
1	4. 3	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則、東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示 災害対策基本法改正に伴う原子力災害対策特別措置法の一部改正 運転期間延長認可制度及び高経年化対策制度に係る政令・規則等の整備について 高速増殖原型炉もんじゅに係る規則等の整備について 発電用軽水型原子炉施設に係る新安全基準骨子案に対するパブリックコメントの結果 安全目標について
2	4. 10	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第一原子力発電所における地下貯水槽からの漏えい及び最近の事故・トラブルを踏まえた対応状況 原子力安全基盤機構の中期計画及び業務方法書の変更に関する認可 原子力安全基盤機構の原子力規制委員会への提言等に係る基本方針等 原子力災害対策指針（改定原案）について 安全目標について 原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う関係規則の整備等に関する原子力規制委員会規則案

回	月日	主な審議等事項
3	4. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力大飯発電所の現状評価の進め方 ・環境モニタリング結果の解析 ・平成 24 年度第 4 四半期における専決処理について ・効果的な原子力システムに関する国際原子力機関（IAEA）国際会議等の結果概要報告
4	4. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（仮称）のパブリックコメントについて ・東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議の結果 ・東京電力福島第一原子力発電所における最近の事故・トラブルについて ・原子力規制委員会の平成 24 年度年次報告の骨子案
5	5. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・美浜発電所 1 号機における非常用ディーゼル発電機の故障に係る関西電力からの報告に対する評価 ・平成 24 年度第 4 四半期の保安検査の実施状況 ・平成 25 年度各原子力規制事務所における保安検査の基本方針 ・保安検査のあり方に関する検討状況 ・国際原子力安全諮問グループ（INSAG）等の結果概要報告
6	5. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・高速増殖原型炉もんじゅにおける点検時期超過事案に関する評価及び今後の対応 ・国際原子力規制者会議（INRA）の結果概要報告
7	5. 22	<ul style="list-style-type: none"> ・日本原子力発電敦賀発電所敷地内破砕帯の評価 ・高速増殖原型炉もんじゅにおける点検時期超過事案に関する対応 ・東京電力福島第一原子力発電所の地下貯水槽からの漏えい事故等について
8	5. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・大強度陽子加速器施設（J-PARC）における放射性物質の管理区域外への漏えいについて ・高速増殖原型炉もんじゅに関する原子炉等規制法に基づく命令 ・日本原子力発電敦賀発電所 2 号機の使用済燃料貯蔵設備の評価 ・平成 24 年度原子力規制委員会年次報告 ・高速増殖原型炉もんじゅ敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合の立上げ ・東京電力福島第二原子力発電所「原子力事業者防災業務計画に基づく復旧計画書に係る 2 号機の実施状況」の確認結果 ・第 5 回国際原子力機関（IAEA）国際専門家会合の結果概要報告
9	6. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針の改定案 ・東京電力福島第一原子力発電所の事故から 2 年間の航空機モニタリングの線量の推移 ・大強度陽子加速器施設（J-PARC）ハドロン実験施設における放射性物質の漏えい事故を踏まえた今後の対応 ・汚染水処理対策委員会のとりまとめ
10	6. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・運転期間延長認可制度及び高経年化対策制度に係るパブリックコメントで寄せられた意見への対応等 ・研究開発段階発電用原子炉の関係規則等に係るパブリックコメントで寄せられた意見への対応 ・平成 24 年度核物質防護検査等の実施結果 ・平成 24 年度に発生した原子力施設の事故故障等のとりまとめ ・経済協力開発機構原子力機関原子力施設安全委員会（OECD/NEA/CSNI）会合等の結果概要

回	月日	主な審議等事項
11	6. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係法令等の整備及び施行に伴う手続き等 ・今後の原子力規制委員会における民間規格の活用について ・大強度陽子加速器施設（J-PARC）ハドロン実験施設における放射性物質の漏えい事故を踏まえた対応 ・グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン燃料加工施設におけるウラン粉末缶の接触について ・欧州原子力安全規制者グループ（ENSREG）会合の結果概要 ・東京電力福島第一原子力発電所における取水口（護岸）付近の地下水調査結果
12	6. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・大強度陽子加速器施設（J-PARC）ハドロン実験施設における放射性物質の漏えい事故に関する現地調査の結果等 ・東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定の変更 ・東京電力福島第一原子力発電所の港湾における海水モニタリング結果
13	7. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力大飯発電所 3 号機及び 4 号機の現状評価 ・緊急時活動レベル（EAL）設定に係る今後の検討及び原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令案等 ・原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点について（内規）の改正について ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく計画的な立入検査の専決処理について ・平成 25 年度第 1 四半期の技術情報検討会の実施状況
14	7. 10	<ul style="list-style-type: none"> ・新規制基準適合性審査の進め方 ・東京電力福島第一原子力発電所の護岸、港湾内、放水口付近の地下水 / 海水中の放射性物質濃度の検出と護岸近傍止水対策工事の進捗 ・原子炉等規制法及び放射線障害防止法に基づき報告のあった事故故障等への対応状況 ・原子力施設等の事故・トラブルに対する国際原子力・放射線事象評価尺度（INES）評価 ・国際原子力機関（IAEA）による「2012 年版保障措置声明」の公表及び我が国における保障措置活動の実施結果
15	7. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・ウラン燃料加工施設において取り扱われる六ふっ化ウランに関する対応 ・核セキュリティに関する検討会における検討状況 ・平成 25 年度第 1 四半期における専決処理 ・日本原子力発電による報告徴収に対する異議申立てについて
16	7. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・日本原子力発電による異議申立てにおける報告徴収の執行停止申立てについて ・日本原子力発電敦賀発電所の追加調査結果報告への対応 ・核燃料施設等に係る新規制基準骨子案について ・緊急時活動レベル（EAL）設定の検討状況 ・原子力事業者防災訓練の確認 ・東京電力福島第一原子力発電所事故以降の走行サーベイの線量の推移

回	月日	主な審議等事項
17	7. 31	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第二原子力発電所の復旧計画に基づく原子力災害事後対策の実施状況に係る立入検査の実施について 緊急時活動レベル（EAL）設定に伴う原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則等の一部改正について 大洗研究開発センター材料試験炉（JMTR）及び人形峠環境技術センター製錬転換施設における非管理区域への放射性物質の漏えいに関する日本原子力研究開発機構からの報告に対する評価 発電用原子炉施設の運転上の制限を逸脱した旨の報告を受けた場合における立入検査実施要領（訓令） 平成 25 年度第 1 四半期の保安検査の実施状況 保安検査のあり方（中間報告） 高経年化対策に係る保安規定変更認可申請に対する審査について 日本原子力発電からの異議申立てに係る意見の陳述について 特定原子力施設監視・評価検討会の検討状況 日本原子力研究開発機構東海再処理施設についての提案
18	8. 14	<ul style="list-style-type: none"> 日本原子力研究開発機構改革本部中間とりまとめ（改革の基本的方向） 東京電力「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の認可 原子力の安全に関する条約日本国第 6 回国別報告 日本原子力発電敦賀発電所 2 号機の使用済燃料貯蔵設備の評価に関する報告 原子力発電所の新規制基準適合性に関する審査について 日本原子力研究開発機構再処理施設における潜在的ハザードの実態把握について 宮城沖地震発生時に原子力規制庁と東北電力本店即応センターとの間でテレビ会議システムの接続が遅れた件について
19	8. 21	<ul style="list-style-type: none"> 大強度陽子加速器施設（J-PARC）ハドロン実験施設における放射性物質の漏えい事故に関する報告に対する評価 平成 24 年度に実施した政策の評価 海洋モニタリングに関する検討会の立上げ 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水貯留タンクからの漏えいについて
20	8. 28	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度原子力総合防災訓練計画に関する意見 原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令（案）及び原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の一部を改正する規則案 原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点についての改正案 汚染水貯留タンクからの漏えいについて 東京電力福島第一原子力発電所に対する保安検査基本方針 帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チームの立上げ 民間規格の技術評価の実施に係る計画 日本機械学会設計・建設規格及び材料規格に係る技術評価の実施について
21	9. 5	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の一部を改正する規則案 核燃料施設等に係る新規制基準骨子案に対する意見募集の結果 東京電力福島第一原子力発電所汚染水貯留タンクの漏えいの状況と原子力規制庁の対応の強化 平成 26 年度概算要求及び機構定員要求

回	月日	主な審議等事項
22	9. 11	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料サイクル工学研究所再処理施設分析所の非管理区域における汚染に関する日本原子力研究開発機構からの報告書に対する評価 原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う関係規則の整備等に関する、原子力規制委員会規則案について
23	9. 25	<ul style="list-style-type: none"> 高速増殖原型炉もんじゅ敷地内破砕帯の追加調査計画の策定 原子力規制委員会における安全研究の推進 国際原子力規制者会議（INRA）や各種二国間会合等、国際アドバイザーとの会談の結果概要 東京電力福島第一原子力発電所における1、2号機の排気筒の損傷について 東京電力福島第一原子力発電所における多核種除去設備の補修について
24	9. 26	<ul style="list-style-type: none"> 原子力安全基盤機構の監事の任命について
25	10. 2	<ul style="list-style-type: none"> 日本原子力研究開発機構の改革計画 日本原子力発電による異議申立てに対する決定 東京電力柏崎刈羽原子力発電所（6号炉及び7号炉）原子炉設置変更許可等の申請について 第1回日仏規制当局間会合に関する結果報告
26	10. 9	<ul style="list-style-type: none"> 日本原子力発電からの敦賀発電所2号機の使用済燃料貯蔵設備に関する報告に対する原子力規制委員会の評価 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水貯留タンクからの漏えいについて 原子力施設に係る平成24年度放射線管理等報告 原子力総合防災訓練について 日本原子力発電株式会社異議申立書の添付書類「本件処分に対する意義申立ての理由」の補充について
27	10. 16	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第一原子力発電所における淡水化处理装置からの汚染水漏えいについて 原子力総合防災訓練の実施状況 地域の防災計画の充実に向けた取組状況
28	10. 23	<ul style="list-style-type: none"> 原子力安全基盤機構の解散に関する法律案 東京電力「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更（モバイル式処理設備の設置等）の認可 平成25年度第2四半期の技術情報検討会の実施状況 高速増殖原型炉もんじゅ敷地内破砕帯の追加調査計画について 平成25年度第2四半期における専決処理について 原子力規制庁長官指示による東京電力からの報告書（10月15日受領）について
29	10. 30	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更（燃料取出しにおける燃料健全性確認及び取扱い等）の認可 グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンにおけるウラン粉末缶の接触に係る同社からの報告に対する評価 平成25年度第2四半期の保安検査の実施状況 東京電力広瀬社長との面談結果

回	月日	主な審議等事項
30	11. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・高速増殖原型炉もんじゅにおける核物質防護規定遵守義務違反について ・大阪市立大学の放射性同位元素等取扱事業所における放射性物質の漏えいについて ・核燃料施設等の新規制基準及び発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に係る規則案・内規案に関するパブリックコメントの結果 ・核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方案 ・経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）主催ワークショップ及びスウェーデン原子力規制機関との会談等の結果概要
31	11. 13	<ul style="list-style-type: none"> ・核燃料施設等の新規制基準及び発電用原子炉施設・特定原子炉施設に係る政令案・規則案・内規案に関するパブリックコメントの結果 ・核燃料施設等の新規制基準に係る補足説明 ・国際原子力機関（IAEA）海洋モニタリング専門家視察に関する報告 ・東京電力柏崎刈羽発電所の適合性審査の進め方
32	11. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・帰還に向けた安全・安心に関する基本的考え方 ・もんじゅにかかる保安措置命令に対する日本原子力研究開発機構からの報告 ・美浜発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合の立上げ ・東京電力福島第一原子力発電所 4 号機使用済燃料プールからの燃料取出し状況
33	11. 27	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係法令等の整備等 ・原子力安全基盤機構の統合に際して必要となる応募書類に関する原子力規制委員会規則の制定
34	12. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力福島第一原子力発電所 4 号機の燃料取出し作業の確認状況 ・国際原子力機関（IAEA）の総合的規制評価サービス等の今後の受入 ・第 6 回日中韓上級規制者会合の結果概要
35	12. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・ウラン燃料加工施設において取り扱われる六ふっ化ウランに関する対応 ・高経年化対策に係る保安規定変更認可申請に対する審査について ・日本原子力研究開発機構再処理施設における潜在的ハザードの実態把握調査結果 ・国際原子力機関（IAEA）専門家の来日について ・IAEA の国際原子力安全諮問グループ（INSAG）及び東京電力福島第一原子力発電所事故包括的報告書に関する諮問委員会（ITAG）の結果概要 ・IAEA の総合的規制評価サービス等の今後の受入
36	12. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・日本原子力研究開発機構再処理施設における潜在的ハザードの固化・安定化計画と対応姿勢に関する確認 ・日本原子力発電敦賀発電所の敷地内破砕帯に関する論点整理 ・免震構造の審査手引きの提案 ・故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの対処等に関する審査の取扱い ・放射線審議会の設置について ・原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の設置について ・平成 25 年度補正予算案及び平成 25 年度補正機構・定員案
37	12. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・核燃料施設等の適合確認等の進め方 ・東京農工大学の放射性同位元素等取扱事業所における放射性物質の漏えいについて ・地域の原子力防災対策の充実・強化への支援の取組 ・「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」について ・東京電力福島第一原子力発電所事故から 30 か月後の航空機モニタリングによる空間線量率 ・平成 26 年度予算案

回	月日	主な審議等事項
平成 26 年		
38	1. 15	<p>「六ふっ化ウランが一般公衆に及ぼす化学的影響に関する確認事項(案)」に対するパブリックコメントの結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速増殖原型炉もんじゅにおける点検時期超過事案に係る原子炉等規制法に基づく命令に対する日本原子力研究開発機構の対応状況 ・原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の設置について ・国際原子力機関 (IAEA) の国際核物質防護諮問サービスについて ・法令に基づく事故故障等の報告を原子力規制委員会へ報告する基準 ・訓練報告会の結果報告 (平成 24 年度に原子力事業者が実施した訓練結果の評価 (案)) について
39	1. 22	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力福島第二原子力発電所保安規定変更認可申請 (2 号炉の高経年化技術評価等) の認可 ・原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の設置について
40	1. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力安全基盤機構の中期目標の変更 ・平成 25 年度第 3 四半期における専決処理について ・放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律 (放射線発散処罰法) の一部改正について ・「緊急時モニタリングについて (原子力災害対策指針補足参考資料)」に関する報告
41	2. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の設置について ・志賀原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合について ・東京電力福島第一原子力発電所への対応状況について
42	2. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力安全基盤機構の中期計画の変更について ・原子力安全基盤機構の業務方法書の変更について ・原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行に伴う関係政令の整備について ・原子力安全基盤機構統合後の原子力規制委員会の体制等について ・関西電力大飯発電所敷地内破砕帯の評価について ・平成 25 年度第 3 四半期の保安検査の実施状況について ・東京電力福島第一原子力発電所における原子炉注水設備への水移送配管のストレーナ圧力指示計から逆浸透膜 (RO) 処理水が漏えいした事象について ・新規制基準適合性審査の状況について
43	2. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案について ・核燃料施設等における新規制基準適合性審査及び現状確認の状況について ・原子力発電所の新規制基準適合性審査の今後の進め方について
44	2. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係法令等の制定について ・原子力規制委員会防災業務計画の修正について ・緊急時対策支援システム (ERSS) における運用マニュアルの改訂について ・中国電力島根原子力発電所保安規定変更認可申請 (1 号炉の高経年化技術評価等) の認可について ・東京電力福島第一原子力発電所敷地境界における実効線量の制限の達成に向けた規制要求について ・東京電力福島第一原子力発電所における H6 タンクエリアの逆浸透膜 (RO) 濃縮水貯留タンク上部から RO 濃縮水の堰外への漏えいについて ・燃料集合体ウォータ・ロードの曲がりについて

回	月日	主な審議等事項
45	3. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線審議会の委員の選任について ・原子力規制委員会の取組の公表について ・原子力規制委員会職員の採用状況について

平成 24 年度第 35 回は、核物質防護に関する情報を取り扱うため、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで公共の安全を害する恐れがあることから、原子力規制委員会議事運営要領に基づき、会議を公開せずに実施。

平成 25 年度第 24 回は、人事に関する情報を取り扱うため、情報及び審議が公になることにより、個人の権利利益を害するおそれ及び公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものであり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 号及び第 6 号二に定める不開示情報に該当することから、会議を公開せずに実施。

表 2 原子力規制委員会における主な決定事項

(平成 25 年 3 月 11 日～平成 26 年 3 月 10 日)

決定日	主な委員会決定
【東京電力福島第一原子力発電所関連】	
4. 3	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則
8.14	<ul style="list-style-type: none"> 福島第一原子力発電所に設置される特定原子力施設に係る実施計画の認可 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部改正
10.23	<ul style="list-style-type: none"> 福島第一原子力発電所に設置される特定原子力施設に係る実施計画の変更認可（モバイル式処理設備の設置等）
10.30	<ul style="list-style-type: none"> 福島第一原子力発電所に設置される特定原子力施設に係る実施計画の変更認可（燃料取出しにおける燃料健全性確認及び取扱い等）
【原子炉等規制法関連】	
6.12	<ul style="list-style-type: none"> 実用発電用原子炉における高経年化対策に係る事業者からの保安規定変更認可申請の申請時期について（指示）
6.19	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則
7.31	<ul style="list-style-type: none"> 発電用原子炉施設の運転上の制限を逸脱した旨の報告を受けた場合における立入検査実施要領（訓令）
10.23	<ul style="list-style-type: none"> 米国情報「電源系統の設計における脆弱性」に係る報告の指示
11.27	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示
【個別施設関連】	
（東京電力福島第二原子力発電所関連）	
7.31	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害事後対策の実施状況に係る立入検査の実施について（通知）
1.22	<ul style="list-style-type: none"> 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定の変更の認可
（高速増殖原型炉もんじゅ関連）	
5.22	<ul style="list-style-type: none"> 高速増殖原型炉もんじゅにおける点検時期超過事案に関する評価及び今後の対応
5.29	<ul style="list-style-type: none"> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 37 条第 3 項の規定に基づく保安規定の変更命令 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 36 条第 1 項の規定に基づく保安のために必要な措置命令
9.25	<ul style="list-style-type: none"> 高速増殖原型炉もんじゅ敷地内破碎帯の追加調査計画の策定
11. 6	<ul style="list-style-type: none"> 核物質防護規定の遵守について（厳重注意）
（日本原子力発電敦賀発電所関連）	
5.29	<ul style="list-style-type: none"> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 67 条第 1 項の規定に基づく敦賀発電所 2 号機の保全に係る報告徴収

決定日	主な委員会決定
7.24	・日本原子力発電による異議申立てにおける報告徴収の執行停止申立てに対する決定
10. 2	・日本原子力発電による異議申立てに対する決定
10. 9	・日本原子力発電からの敦賀発電所 2 号機の使用済燃料貯蔵設備に関する報告に対する原子力規制委員会の評価
(その他)	
5. 8	・美浜発電所 1 号機における非常用ディーゼル発電機の故障に係る関西電力からの報告に対する評価
7. 3	・関西電力大飯発電所 3 号機及び 4 号機の現状評価
7.31	・大洗研究開発センター材料試験炉 (JMTR) における非管理区域への放射性物質の漏えいに関する独立行政法人日本原子力研究開発機構からの報告に対する評価 ・人形峠環境技術センター製錬転換施設における非管理区域への放射性物質の漏えいに関する独立行政法人日本原子力研究開発機構からの報告に対する評価
8.21	・独立行政法人日本原子力研究開発機構及び大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構大強度陽子加速器施設 J-PARC ハドロン実験施設における放射性物質の漏えいに対する評価
9.11	・核燃料サイクル工学研究所再処理施設分析所の非管理区域における汚染に関する日本原子力研究開発機構からの報告書に対する評価
10.30	・グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンにおけるウラン粉末缶の接触に係る同社からの報告に対する評価
【原子力災害対策関連】	
3.27	・原子力規制委員会防災業務計画の修正
6. 5	・原子力災害対策指針の全部改正
7. 3	・原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令案に関する事前評価 ・原子力災害特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の一部を改正する規則に関する事前評価
8.28	・平成 25 年度原子力総合防災訓練計画に関する意見 ・原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令案 ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の一部を改正する規則 ・原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点について (内規) の改正
9. 5	・原子力災害対策指針の全部改正 ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の一部を改正する規則 ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令の一部を改正する命令
【その他】	
3.27	・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備に関する規則 ・原子力規制委員会が、事業者等に対する放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等 ・原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等の改正 ・平成 25 年度原子力規制委員会事後評価実施計画

決定日	主な委員会決定
4.10	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人原子力安全基盤機構業務方法書の変更認可 ・独立行政法人原子力安全基盤機構の中期目標を達成するための計画（中期計画）の変更案についての財務大臣への協議
5.29	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度原子力規制委員会年次報告
7.31	<ul style="list-style-type: none"> ・発電用原子炉施設の運転上の制限を逸脱した旨の報告を受けた場合における立入検査実施要領(訓令)について
8.14	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力の安全に関する条約日本国第 6 回国別報告
8.21	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度政策評価事後評価書
10.23	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案
11.20	<ul style="list-style-type: none"> ・帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方
11.27	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律附則第 3 条第 3 項に基づき、原子力規制委員会職員の募集に関し独立行政法人原子力安全基盤機構が作成する書類の記載事項を定める規則 ・核燃料物質の使用に係る新規制基準の施行に伴う報告の提出について（指示）
12.11	<ul style="list-style-type: none"> ・ウラン燃料加工施設における六ふっ化ウランの取扱いが一般公衆に及ぼす化学的影響に関する報告の提出について（指示）
1.29	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人原子力安全基盤機構が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）の変更
2. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等
2.12	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人原子力安全基盤機構の中期目標を達成するための計画（中期計画）の変更について（協議）
2.19	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人原子力安全基盤機構の業務方法書の変更認可 ・独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行期日を定める政令
2.19	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案
2.26	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策支援システム（ERSS）における運用マニュアル（内規）の改正 ・島根原子力発電所原子炉施設保安規定の変更の認可 ・東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所 5 号機における燃料集合体ウォータ・ロッドの曲がりに係る同社からの報告書等に対する評価等について

表3 発電用原子炉の申請に係る審査会合等の開催状況

(平成25年3月11日～平成26年3月10日)

申請者	対象発電炉	受領日	審査及び現地調査(回)	
			審査会合	現地調査
北海道電力	泊発電所 (1・2号炉)	平成25年7月8日	19	
北海道電力	泊発電所 (3号炉)	平成25年7月8日	47	1
関西電力	大飯発電所 (3・4号炉)	平成25年7月8日	38	1
関西電力	高浜発電所 (3・4号炉)	平成25年7月8日	39	2
四国電力	伊方発電所 (3号炉)	平成25年7月8日	41	1
九州電力	川内原子力発電所 (1・2号炉)	平成25年7月8日	44	1
九州電力	玄海原子力発電所 (3・4号炉)	平成25年7月12日	38	1
東京電力	柏崎刈羽原子力発電所 (6・7号炉)	平成25年9月27日	3	1
中国電力	島根原子力発電所 (2号炉)	平成25年12月25日	3	
東北電力	女川原子力発電所 (2号炉)	平成25年12月27日	2	
中部電力	浜岡原子力発電所 (4号炉)	平成26年2月14日	2	

1度の審査会合開催で、複数の案件の審査を行うこともある。

表 4 原子力発電所敷地内破砕帯調査の評価会合等の開催状況

(平成 25 年 3 月 11 日～平成 26 年 3 月 10 日)

対象発電所	会合及び現地調査等(回)	
	評価等会合	現地調査等
関西電力大飯発電所	5	1
日本原子力発電敦賀発電所	4	1
東北電力東通原子力発電所	4	3
日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ	2	1
関西電力美浜発電所	2	1
北陸電力志賀原子力発電所	1	1

評価会合等には、事前会合及びピア・レビュー会合を含む。

表5 全国の原子力発電所の検査等の結果

(平成25年3月11日～平成26年3月10日)

北海道電力株式会社 泊発電所			
対象期間において、全ての原子炉が停止中			
施設	実施期間	結果 / 特記事項	
定期検査	第1号機	平成23年 4月22日～(実施中)	
	第2号機	平成23年 8月26日～(実施中)	
	第3号機	平成24年 5月5日～(実施中)	
保安検査	安全確保上重要な行為の保安検査(第1号機)		
		平成25年 3月12日～3月18日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成25年 3月15日～3月21日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第1回	平成25年 5月27日～6月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為の保安検査(第2号機)		
		平成25年 5月9日～5月17日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成25年 5月13日～5月21日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成25年 9月2日～9月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成25年 11月25日～12月6日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成26年 2月24日～3月7日	結果取りまとめ中。

東北電力株式会社 東通原子力発電所			
対象期間において、全ての原子炉が停止中			
施設	実施期間	結果 / 特記事項	
定期検査	第1号機	平成23年 2月6日～(実施中)	
	保安検査		
	第1回	平成25年 6月10日～6月21日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成25年 9月2日～9月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全上重要な行為の保安検査(第1号機)		
		平成25年 9月26日～10月16日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成25年 10月11日～11月15日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成25年 11月25日～12月6日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成26年 2月17日～2月28日	結果取りまとめ中。
その他	平成24年11月から敷地内破砕帯調査を実施中。		

東北電力株式会社 女川原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

	実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第1号機	平成23年 9月10日 ~ (実施中)
	第2号機	平成22年 11月 6日 ~ (実施中)
	第3号機	平成23年 9月10日 ~ (実施中)
保安検査	第4回	平成25年 3月 4日 ~ 3月15日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第1回	平成25年 6月 3日 ~ 6月14日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成25年 9月 2日 ~ 9月13日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全上重要な行為の保安検査 (第1号機)	
		平成25年 9月17日 ~ 9月24日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成25年 12月 2日 ~ 12月13日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全上重要な行為の保安検査 (第1号機)	
	平成26年 2月13日 ~ 3月18日* 検査実施中。	
第4回	平成26年 3月 3日 ~ 3月14日* 検査実施中。	

*3月10日現在実施中の保安検査期間については終了予定日を記載。

東京電力株式会社 福島第一原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中。電気事業法に基づき、第1号機～第4号機は平成24年4月19日付、第5号機及び第6号機は平成26年1月31日付で廃止。平成24年11月7日に「特定原子力施設」に指定。同12月7日に「実施計画」を受領。平成25年8月14日に「特定原子力施設に係る実施計画」を認可。

	実施期間	結果 / 特記事項	
施設 定期検査 保安検査	第5号機	平成23年 1月 3日～(実施中)	
	第6号機	平成22年 8月 14日～(実施中)	
	第4回	平成25年 2月 25日～3月12日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第1回	平成25年 6月 5日～6月18日	安全上、特段留意すべき事項なし。

	実施期間	結果 / 特記事項	
実施計画 に定める 保安のため の措置 の実施状 況の検査	第1回	平成25年 9月 4日～9月27日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	保安のための措置上必要と認める保安検査(第4号機)		
		平成25年 11月 13日～(実施中)	検査実施中。
	第2回	平成25年 12月 9日～12月20日	安全上、特段留意すべき事項なし。
第3回	平成26年 3月 3日～3月14日	検査実施中。	

*3月10日現在実施中の検査期間については終了予定日を記載。

事故・
事象等

- 平成25年8月19日、汚染水貯留タンクの周辺にある堰の排水弁から堰内に溜まった水が堰外へ流出していることが発見され、平成25年8月20日、H4タンクエリアのNo.5タンクの水位が低下していることが確認された。事業者は当該タンクから汚染水が約300m³漏えいしたと推定している。平成26年3月10日現在、事業者は当該事象の原因等を調査中。
- 平成25年10月2日、B南エリアタンク(A5)の天板付近よりRO処理水(タービン建屋の滞留水からセシウム及び塩分を除去処理後の水)が堰内に漏えいし、漏えい水の一部が、当該タンクの点検用足場を経由して、堰外へも漏えいした。事業者は堰外へRO処理水が約430L漏えいしたと推定している。平成25年12月6日、事業者から当該事象の原因と対策に係る報告があり、平成26年3月10日現在、原子力規制庁は当該報告について評価中。
- 平成25年10月9日、淡水化装置(RO-3)の工事を行っていた作業員が誤って配管の継手部を外したため、汚染水が当該配管の継手部から漏えいした。事業者は、汚染水の堰外への漏えいはないことを確認し、汚染水が約11m³堰内に漏えいしたと推定している。また、当該工事に従事していた作業員6名の首から下の部位に身体汚染が確認された。平成25年12月6日、事業者から当該事象の原因と対策に係る報告があり、平成26年3月10日現在、原子力規制庁は当該報告について評価中。
- 平成26年2月6日、淡水化装置処理水の原子炉注水設備への移送配管に設けられているストレーナの圧力指示計からRO処理水(タービン建屋の滞留水からセシウム及び塩分を除去処理後の水)が漏えいした。事業者はRO処理水が約600L漏えいしたと推定している。平成26年3月10日現在、事業者は当該事象の原因等を調査中。
- 平成26年2月20日、H6タンクエリアのRO濃縮水貯留(C1タンク)上部天板部からRO濃縮水(タービン建屋の滞留水からセシウム除去処理した後の水を淡水化処理した際に、逆浸透膜を通過できず淡水化できなかった水)がタンクエリア堰内に滴下する一方、天板に溜まった雨水を排水する雨どいを通じて堰外に漏えいした。事業者はRO濃縮水が約100m³堰外に漏えいしたと推定している。平成26年3月10日現在、事業者は当該事象の原因等を調査中。

東京電力株式会社 福島第二原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

	実施期間	結果 / 特記事項	
施設 定期検査	第1号機	第1～4号機については、東日本大震災の影響により検査実施が困難な状況にあるため、検査開始時期が「未定」となっている（法に基づく定期検査実施時期変更承認済）。	
	第2号機		
	第3号機		
	第4号機		
保安検査	第1回	平成25年 6月 3日～6月14日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成25年 9月 9日～9月20日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成25年 11月25日～12月 6日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成26年 2月17日～2月28日	結果取りまとめ中。

東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

	実施期間	結果 / 特記事項	
施設 定期検査	第1号機	第2～4号機は、平成19年新潟県中越沖地震による影響に対する健全性評価が実施されている。	
	第2号機		
	第3号機		
	第4号機		
	第5号機		
	第6号機		
	第7号機		
保安検査	安全上重要な行為の保安検査（第1号機）		
		平成25年 2月15日～3月12日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成25年 2月25日～3月12日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全上重要な行為の保安検査（第6号機）		
		平成25年 3月29日～4月16日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全上重要な行為の保安検査（第5号機）		
		平成25年 4月 9日～4月30日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全上重要な行為の保安検査（第3号機）		
		平成25年 4月16日～5月31日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全上重要な行為の保安検査（第1号機）		
		平成25年 5月10日～5月29日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全上重要な行為の保安検査（第7号機）		
		平成25年 5月16日～5月28日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第1回	平成25年 6月 3日～6月14日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成25年 8月30日～9月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全上重要な行為の保安検査（第6号機）		
	平成25年 11月 6日～11月18日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
第3回	平成25年 11月25日～12月 6日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
第4回	平成26年 2月24日～3月 7日	結果取りまとめ中。	

事故・
事象等

平成24年10月16日に第5号機において、燃料集合体ウォータ・ロッドの曲がり確認され、その後の詳細調査において一部の燃料棒が他の燃料棒に接触していることが確認された。またその後の調査で、第2号機においてウォータ・ロッドの曲がり確認され、第1号機においても、ウォータ・ロッドの曲がり及び一部の燃料棒が他の燃料棒に接触していることが確認された。平成26年2月26日、規制委員会にて評価を実施した。

日本原子力発電株式会社 **東海発電所**

廃止措置中（原子炉領域以外の撤去中）

保安検査	実施期間		結果 / 特記事項
	第1回	平成25年 5月20日 ~ 5月24日	安全上、特段留意すべき事項なし。
第2回	平成25年 8月 5日 ~ 8月 9日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
第3回	平成25年 11月 11日 ~ 11月 15日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
第4回		計画中。	

日本原子力発電株式会社 **東海第二発電所**

対象期間において、全ての原子炉が停止中

施設 定期検査 保安検査	実施期間		結果 / 特記事項
		平成23年 5月21日 ~ (実施中)	
第4回	平成25年 3月 4日 ~ 3月 15日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
第1回	平成25年 6月 3日 ~ 6月 14日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
第2回	平成25年 8月 26日 ~ 9月 6日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
第3回	平成25年 11月 26日 ~ 12月 9日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
第4回	平成26年 2月 10日 ~ 2月 21日	結果取りまとめ中。	

事故・
事象等

平成24年11月30日、非管理区域において放射性物質を含む水が漏えい。同日中に汚染除去等の対応を実施。運搬における明確な規定が存在しないこと、外観の確認が不十分であったことが原因と推定。

中部電力株式会社 浜岡原子力発電所

第 1、2 号機については、廃止措置中（解体工事準備期間中）。対象期間において、第 3～5 号機は停止中。

（第 1、2 号機（廃止措置中））

	実施期間	結果 / 特記事項	
施設 定期検査 保安検査	第 1 号機	廃止措置計画の認可を受けているため対象外	
	第 2 号機	平成 26 年 3 月 7 日～（実施中）	
	第 4 回	平成 25 年 2 月 25 日～2 月 28 日 3 月 11 日～3 月 13 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 1 回	平成 25 年 6 月 3 日、6 月 14 日 6 月 17 日～6 月 19 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 2 回	平成 25 年 8 月 26 日、9 月 3 日 9 月 9 日～9 月 11 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 3 回	平成 25 年 11 月 27 日、12 月 5 日 12 月 11 日～12 月 13 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 4 回		計画中。

（第 3～5 号機）

	実施期間	結果 / 特記事項	
施設 定期検査 保安検査	第 3 号機	平成 22 年 11 月 29 日～（実施中）	
	第 4 号機	平成 24 年 1 月 25 日～（実施中）	
	第 5 号機	平成 24 年 3 月 22 日～（実施中）	
	第 4 回	平成 25 年 2 月 25 日～3 月 8 日 3 月 13 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 1 回	平成 25 年 6 月 3 日～6 月 14 日 6 月 19 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 2 回	平成 25 年 8 月 26 日～9 月 6 日 9 月 11 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 3 回	平成 25 年 11 月 27 日～12 月 11 日 12 月 13 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
第 4 回	平成 26 年 2 月 24 日～3 月 7 日 3 月 12 日*	検査実施中。	

*3 月 10 日現在実施中の保安検査期間については終了予定日を記載。

北陸電力株式会社 志賀原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

施設 定期検査 保安検査	実施期間		結果 / 特記事項	
	機	期		
施設 定期検査 保安検査	第1号機	平成23年10月8日～(実施中)		
	第2号機	平成23年3月11日～(実施中)		
	第1回	平成25年6月3日～6月14日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
	安全上重要な行為の保安検査(第1号機)			
		平成25年8月30日～9月9日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
	第2回	平成25年9月2日～9月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
	安全上重要な行為の保安検査(第1号機)			
		平成25年11月1日～11月12日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
	第3回	平成25年12月2日～12月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
	安全上重要な行為の保安検査(第1号機)			
		平成26年2月20日～3月7日	検査結果取りまとめ中。	
	安全上重要な行為の保安検査(第2号機)			
	平成26年2月21日～2月28日	検査結果取りまとめ中。		
第4回	平成26年3月3日～3月14日*	検査実施中。		

*3月10日現在実施中の保安検査期間については終了予定日を記載。

その他 平成26年2月から敷地内破砕帯調査を実施中。

日本原子力発電株式会社 敦賀発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

施設 定期検査 保安検査	実施期間		結果 / 特記事項
	機	期	
施設 定期検査 保安検査	第1号機	平成23年1月26日～(実施中)	
	第2号機	平成23年8月29日～(実施中)	
	第4回	平成25年3月4日～3月15日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第1回	平成25年5月27日～6月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成25年9月2日～9月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成25年12月2日～12月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成26年3月3日～3月14日	検査実施中。

*3月10日現在実施中の保安検査期間については終了予定日を記載。

その他 平成24年11月から敷地内破砕帯調査を実施中。

関西電力株式会社 美浜発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

施設 定期検査 保安検査	実施期間		結果 / 特記事項
	機	期	
施設 定期検査 保安検査	第1号機	平成22年11月24日～(実施中)	
	第2号機	平成23年12月18日～(実施中)	
	第3号機	平成23年5月14日～(実施中)	
	第1回	平成25年5月27日～6月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成25年8月26日～9月6日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成25年11月25日～12月6日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成26年3月3日～3月14日	検査実施中。

*3月10日現在実施中の保安検査期間については終了予定日を記載。

その他 平成25年11月から敷地内破砕帯調査を実施中。

関西電力株式会社 大飯発電所

対象期間において、第 1、2 号機は停止中。

	実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第 1 号機	平成 22 年 12 月 10 日 ~ (実施中)
	第 2 号機	平成 23 年 12 月 16 日 ~ (実施中)
	第 3 号機	平成 25 年 9 月 2 日 ~ (実施中)
	第 4 号機	平成 25 年 9 月 15 日 ~ (実施中)
保安検査	第 1 回	平成 25 年 5 月 27 日 ~ 6 月 7 日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 2 回	平成 25 年 8 月 26 日 ~ 9 月 6 日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為の保安検査 (第 3 号機)	
		平成 25 年 8 月 30 日 ~ 9 月 9 日 運転上の制限の逸脱が発生。
		9 月 4 日 ~ 9 月 10 日 安全上、特段留意すべき事項なし。
		9 月 6 日 ~ 9 月 17 日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為の保安検査 (第 4 号機)	
		平成 25 年 9 月 12 日 ~ 9 月 18 日 安全上、特段留意すべき事項なし。
		9 月 18 日 ~ 9 月 24 日 安全上、特段留意すべき事項なし。
		9 月 24 日 ~ 9 月 30 日 安全上、特段留意すべき事項なし。
第 3 回	平成 25 年 11 月 25 日 ~ 12 月 6 日 安全上、特段留意すべき事項なし。	
第 4 回	平成 26 年 3 月 3 日 ~ 3 月 14 日 検査実施中。	

*3 月 10 日現在実施中の保安検査期間については終了予定日を記載。

その他

- 平成 25 年 9 月 2 日に第 3 号機において運転上の制限の逸脱が発生、同日中に復帰 (安全確保上重要な行為の保安検査で確認)。
- 敷地内破砕帯調査の結果、平成 26 年 2 月に安全上重要な施設の直下を通る破砕帯について、「将来活動する可能性のある断層等」ではないと評価。

関西電力株式会社 高浜発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

	実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第 1 号機	平成 23 年 1 月 10 日 ~ (実施中)
	第 2 号機	平成 23 年 11 月 25 日 ~ (実施中)
	第 3 号機	平成 24 年 2 月 20 日 ~ (実施中)
	第 4 号機	平成 23 年 7 月 21 日 ~ (実施中)
保安検査	第 1 回	平成 25 年 5 月 27 日 ~ 6 月 7 日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 2 回	平成 25 年 9 月 2 日 ~ 9 月 13 日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 3 回	平成 25 年 11 月 25 日 ~ 12 月 6 日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 4 回	平成 26 年 3 月 3 日 ~ 3 月 14 日 検査実施中。

*3 月 10 日現在実施中の保安検査期間については終了予定日を記載。

中国電力株式会社 島根原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

		実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第1号機	平成22年11月8日～(実施中)	
	第2号機	平成24年1月27日～(実施中)	
使用前 検査	第3号機	建設段階における使用前検査実施中	原子力発電工作物の保安に関する省令第17条の表中三の工事の工程まで実施済み。
保安検査	第4回	平成25年2月28日～3月15日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第1回	平成25年6月7日～6月25日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全上重要な行為の保安検査(第2号機)		
		平成25年6月13日～6月24日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成25年8月29日～9月11日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成25年12月2日～12月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成26年3月3日～3月14日*	検査実施中。

*3月10日現在実施中の保安検査期間については終了予定日を記載。

四国電力株式会社 伊方発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

		実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第1号機	平成23年9月4日～(実施中)	
	第2号機	平成24年1月13日～(実施中)	
	第3号機	平成23年4月29日～(実施中)	
保安検査	安全確保上重要な行為の保安検査(第2号機)		
		平成25年3月4日～3月12日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第1回	平成25年6月3日～6月14日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為の保安検査(第3号機)		
		平成25年3月29日～4月8日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成25年4月8日～4月16日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成25年9月9日～9月24日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成25年12月2日～12月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成26年3月3日～3月14日	検査実施中。

*3月10日現在実施中の保安検査期間については終了予定日を記載。

九州電力株式会社 玄海原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

	実施期間	結果 / 特記事項	
施設 定期検査	第1号機	平成23年12月1日～(実施中)	
	第2号機	平成23年1月29日～(実施中)	
	第3号機	平成22年12月11日～(実施中)	
	第4号機	平成23年12月25日～(実施中)	
保安検査	安全確保上重要な行為の保安検査(第3号機)		
		平成25年3月5日～3月11日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為の保安検査(第4号機)		
		平成25年3月15日～3月21日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成25年3月19日～3月26日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第1回	平成25年6月3日～6月14日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為の保安検査(第1号機)		
		平成25年4月3日～4月9日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成25年4月9日～4月15日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為の保安検査(第2号機)		
		平成25年4月16日～4月22日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成25年4月22日～4月26日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成25年9月2日～9月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成25年11月29日～12月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
第4回	平成26年2月25日～3月7日	結果取りまとめ中。	

九州電力株式会社 川内原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

	実施期間	結果 / 特記事項	
施設 定期検査	第1号機	平成23年5月10日～(実施中)	
	第2号機	平成23年9月1日～(実施中)	
保安検査	第4回	平成25年3月4日～3月15日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第1回	平成25年6月10日～6月21日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成25年9月2日～9月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成25年11月25日～12月6日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成26年2月24日～3月7日	結果取りまとめ中。

独立行政法人日本原子力研究開発機構 **高速増殖原型炉もんじゅ**

対象期間において、原子炉が停止中

	実施期間	結果 / 特記事項
使用前検査	建設段階における使用前検査（性能検査）中断中	
保安検査	第4回	平成25年 3月4日～ 3月22日 平成24年度第3回保安検査に続き、保安措置義務違反及び保安規定違反を確認。
	第1回	平成25年 6月3日～ 6月21日 保安措置義務違反及び保安規定違反を確認。
	第2回	平成25年 9月2日～ 9月20日 保安措置義務違反及び保安規定違反を確認。
	第3回	平成25年 12月2日～ 12月20日 監視事項を確認。
	第4回	平成26年 3月10日～ 検査実施中。

その他 平成25年10月から敷地内破砕帯追加調査を実施中。

独立行政法人日本原子力研究開発機構 **原子炉廃止措置研究開発センターふげん**

廃止措置中（使用済燃料搬出期間中）

	実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査 保安検査		平成25年 9月1日～ 平成26年1月20日 検査結果：良
	第1回	平成25年 6月10日～ 6月14日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成25年 9月17日～ 9月20日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成25年 11月25日～ 11月29日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成26年 2月24日～ 2月28日 結果取りまとめ中。

原子炉等規制法に基づき、保安検査は、年4回行うこととされている。
例えば、表中の「第3回」は、平成25年度第3回目の保安検査であることを示す。

図 1 原子力安全基盤機構統合後の原子力規制委員会の体制について

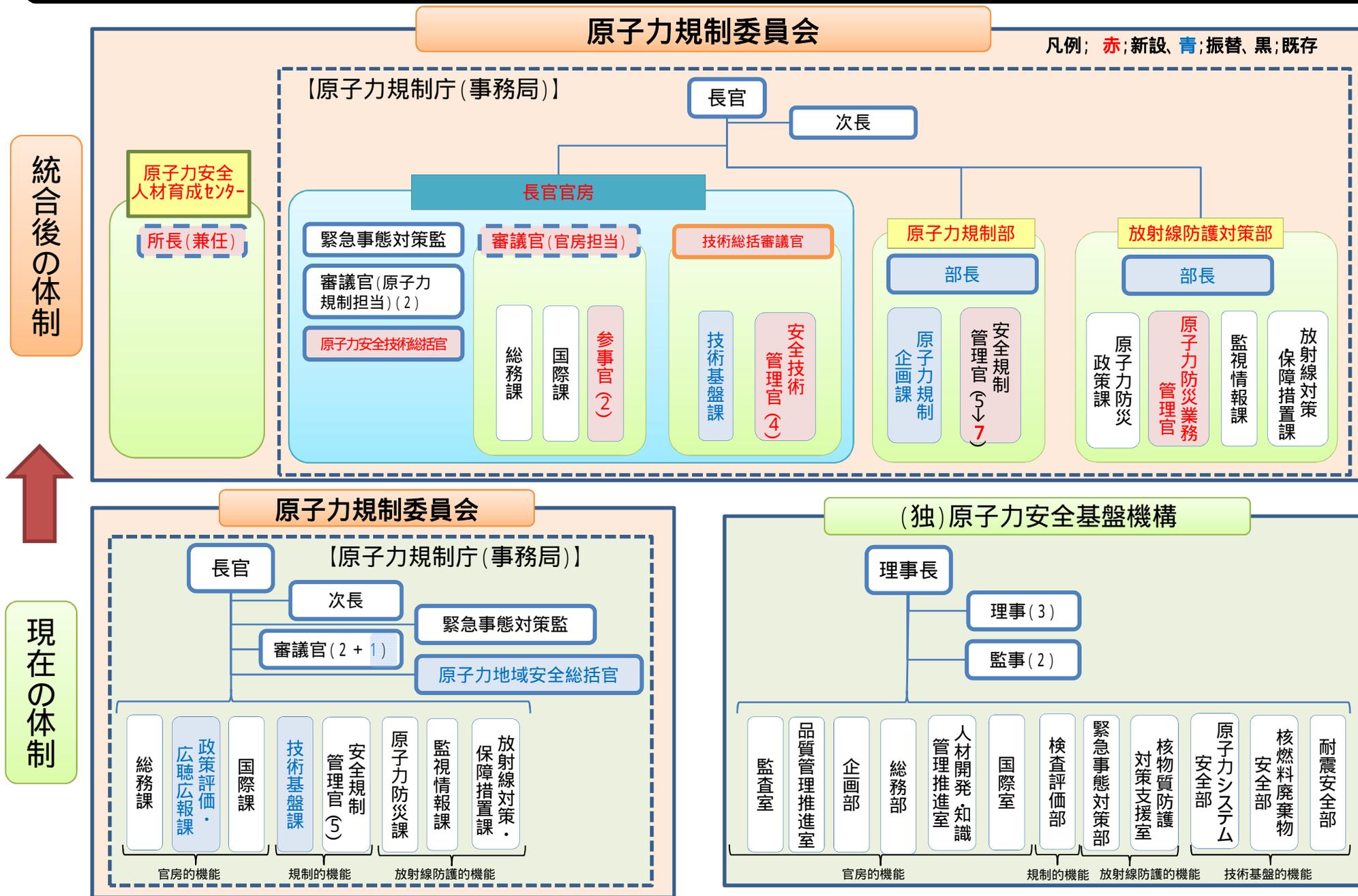
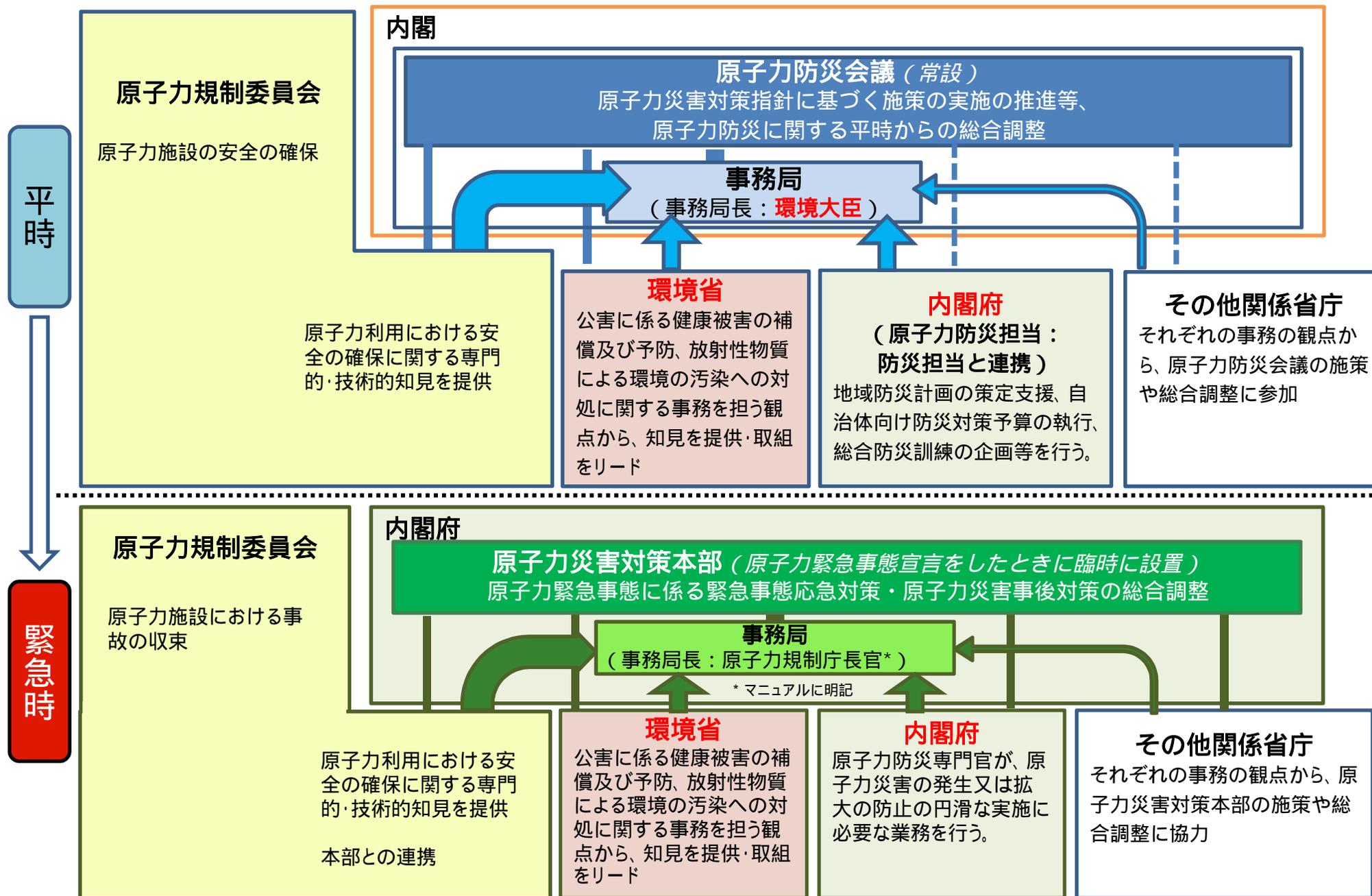


図2 政府の原子力防災体制



放射線審議会委員の任命について（案）

平成 26 年 3 月 13 日

原子力規制委員会

放射線障害防止の技術的基準に関する法律第 7 条第 2 項の規定に基づき、別紙の通り放射線審議会の委員を任命する。

放射線審議会委員

うわみの よしとも
上 蓑 義朋

独立行政法人 理化学研究所
仁科加速器研究センター 安全業務室長

かみや けんじ
神谷 研二

国立大学法人 広島大学 副学長(復興支援・被ばく
医療担当)、
公立大学法人 福島県立医科大学 副学長

かんだ れいこ
神田 玲子

独立行政法人 放射線医学総合研究所
放射線防護研究センター
規制科学研究プログラム サブリーダー

すぎむら かずろう
杉村 和朗

国立大学法人 神戸大学大学院医学研究科 教授、
同 学長補佐(先端医療担当)

とがし かおり
富樫 かおり

国立大学法人 京都大学大学院医学研究科 教授

ふじかわ ようこ
藤川 陽子

国立大学法人 京都大学原子炉実験所 准教授

ふたつかわ しょうじ
二ツ川 章二

公益社団法人 日本アイソトープ協会 専任理事

やまぐち やすひろ
山口 恭弘

独立行政法人 日本原子力研究開発機構
東海研究開発センター原子力科学研究所 副所長

(敬称略、50音順)

放射線審議会委員候補者略歴

平成 26 年 3 月 13 日
原子力規制庁

(敬称略、50 音順)

氏名 (年齢)	専門分野	主な職歴
うわみの よしとも 上袁 義朋 (60)	放射線遮蔽 放射線計測 放射線安全管理	東京大学 原子核研究所 放射線管理室 助手 理化学研究所 安全管理室 調査役 同 重イオン科学研究プログラム 安全業務室長
かみや けんじ 神谷 研二 (63)	被ばく医療学 緊急被ばく医療 放射線発がん	広島大学 原爆放射線医科学研究所 所長 福島県 放射線健康リスク管理アドバイザー 原子力災害専門家グループ (内閣官房)
かんだ れいこ 神田 玲子 (51)	放射線影響学	放射線医学総合研究所 主任研究官 同 放射線防護研究センター チームリーダー 同 放射線防護研究センター 上席研究員
すぎむら かずろう 杉村 和朗 (60)	放射線医学	島根医科大学 教授 神戸大学大学院 医学研究科 放射線医学分野 教授 神戸大学 医学部附属病院 院長
とがし かおり 富樫 かおり (59)	放射線医学	米国 ハーバード大学放射線科 客員助教授 京都大学 医学研究科寄附講座 (映像医療学分野) 助教授 同 先端領域融合医学研究機構 特任助教授
ふじかわ ようこ 藤川 陽子 (52)	環境工学	京都大学 原子炉実験所・放射線管理研究部門 助手 同 バックエンド工学研究部門 助教授
ふたつかわ しょうじ 二ツ川 章二 (62※)	アイソトープ・ 放射線利用 放射線安全管理	日本アイソトープ協会 アイソトープ部長 同 管理本部長 山形大学理学部 客員教授
やまくち やすひろ 山口 恭弘 (58)	放射線防護 線量評価 放射線計測	日本原子力研究所 入所 科学技術庁原子力安全局 (出向) 仏国 原子力安全防護研究所 (留学) 日本原子力研究開発機構 安全統括部次長 同 原子力科学研究所 放射線管理部長

※本日 (3 月 13 日) の原子力規制委員会資料では誤って 61 才と記載

しておりましたが、62 才に訂正しています。

放射線障害防止の技術的基準に関する法律
(昭和三十三年五月二十一日法律第百六十二号)

(目的)

第一条 この法律は、放射線障害の防止に関する技術的基準策定上の基本方針を明確にし、かつ、原子力規制委員会に放射線審議会を設置することによつて、放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「放射線」とは、アルファ線、重陽子線、陽子線、ベータ線、電子線、中性子線、ガンマ線、エックス線その他電磁波又は粒子線で直接又は間接に空気を電離する能力を有するものをいう。

(基本方針)

第三条 放射線障害の防止に関する技術的基準を策定するに当つては、放射線を発生する物を取り扱う従業者及び一般国民の受ける放射線の線量をこれらの者に障害を及ぼすおそれのない線量以下とすることをもつて、その基本方針としなければならない。

(放射線審議会の設置)

第四条 原子力規制委員会に、放射線審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の所掌事務)

第五条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、関係行政機関の長に意見を述べることができる。

(審議会への諮問)

第六条 関係行政機関の長は、放射線障害の防止に関する技術的基準を定めようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

(審議会の組織)

第七条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、放射線障害の防止に関し学識経験のある者のうちから、原子力規制委員会が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 委員の任期は、二年とする。

5 委員は、再任されることができる。

(審議会の会長)

第八条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(資料提出の要求等)

第九条 審議会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第十条 前三条に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

制定 平成 24 年 11 月 7 日 文書番号 原規監発第 121105001 号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会が放射線審議会委員の任命を行うにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等を次のとおり定める。

原子力規制委員会

原子力規制委員会が放射線審議会委員の任命を行うにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について

1. 目的

放射線審議会は、放射線の有害な影響から人と環境を守り、放射線障害防止の技術的基準の斉一を図ることを目的として設置されるものであり、透明性・中立性を保った審議を行う必要があることから、その委員の任命にあたっての要件等を定める。

2. 放射線審議会委員の要件

放射線審議会委員は、放射線障害防止に関して専門的知識及び経験並びに高い見識を有する者とし、候補者の選定にあたっては、以下を欠格要件とする。

- ① 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年律第 156 号）第 2 条第三号で規定される原子力事業者又はその団体（以下「原災法対象事業者等」という。）の役員又は従業者である者
- ② 任命前直近 3 年間に、原災法対象事業者等の役員又は従業者であった者

※ 「役員又は従業者」には、研究等を主たる業務とし、当該原子力事業の運営又は管理に直接関与しない者は含まない。

3. 自己申告を求め、任命に際して情報公開する事項

放射線審議会委員として任命するときは、当該候補者に別添 1 に従い、2. の欠格要件に該当しないこと及び次に掲げる事項について自己申告を求め、その任命後、その情報を公開する。

- ・任命前直近 3 年間に、同一の原災法対象事業者等からの、個人として、1 年度あたり 50 万円以上の報酬等の受領の有無について
- ・任命前直近 3 年間に、個人の研究及び所属する研究室等に対する原災法対象事業者等からの寄附等の有無について（その提供者及び金額も記載のこと。）

4. 自己申告情報の申告対象期間

原則、申告日の前年度の 3 月 31 日を起算日として 3 年前から申告日までを自己申告の対象期間とする。

(別添 1)

原子力規制委員会が、放射線審議会委員の任命を行うに
あたっての透明性・中立性の確保に関する自己申告書

申告日：平成 年 月 日

原子力規制委員会 殿

(所属及び役職)

(氏 名)

印

「原子力規制委員会が放射線審議会委員の任命を行うにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」に基づく自己申告について

私の原子力分野における活動は「原子力規制委員会が放射線審議会委員の任命を行うにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の 2. ①及び②に該当しないことを申告します。

(備考)

1. 様式 1 についてもご記入の上、提出ください。
2. 様式 1 に記載された事項は公開の対象とします。原災法対象事業者等との契約等により、非公開とされている情報が含まれる場合には、あらかじめその事項について申告をお願いします。

(様式1)

申告日：平成 年 月 日

原災法対象事業者等に関する活動概要等

- 1 任命前直近3年間における同一の原災法対象事業者等からの、個人として、1年度あたり50万円以上の報酬等の受領の有無について

該当の有無	原災法対象事業者等の名称	提供年度
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		平成 年度

- 2 任命前直近3年間における個人の研究及び所属する研究室等に対する原災法対象事業者等からの寄附の有無について

該当の有無	原災法対象事業者等の名称	提供年度	研究テーマ名	使途	金額
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		平成 年度			

※申告者以外の研究室等所属者個人の研究充ての奨学寄付金は対象外です。

- 3 任命前直近3年間における個人の研究及び所属する研究室等に対する原災法対象事業者等からの委託・請負事業、共同研究の有無について

該当の有無	原災法対象事業者等の名称	実施年度	契約形態	研究テーマ名	使途	金額
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		平成 年度	<input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 共同研究			

※国の研究の一部として行われる研究事業は対象外です。

(様式内に収まらない場合には、別葉に御記載願います。)

新規制基準適合性審査の状況について (原子炉設置変更許可関係)

平成26年3月13日
原子力規制庁

○原子力規制委員会では、昨年7月8日に施行された新規制基準に対し、事業者から提出された原子炉設置変更許可申請（※）を受け、適合性審査を進めている。

（※）このほか、工事計画認可及び保安規定変更認可の申請も同時に受け付け、並行して審査を進めている。

○このうち、新規制基準施行直後に申請がなされたPWRプラントに関する審査の状況は、以下のとおり。

<地震・津波・火山関係>

- 敷地内の破砕帯、地震動、津波、地盤・斜面の安定性、火山影響評価に関する論点について、これまでに行った指摘に対する回答等を中心に事業者から聴取するなど、審査を継続中。各サイト毎に、現在審議中の主な課題を整理すると、別紙のとおり。

<プラント関係>

- 重大事故等対策や内部溢水、内部火災等の設計基準事故対策に関する論点については、これまでに行った指摘に対する回答等を中心に事業者から聴取するなど、審査を継続中。
- また、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対処等についても、事業者から説明の聴取等を行うなど、審査を継続中。

審議中の主な課題【地震・津波・火山関係】(平成26年3月13日現在)

		泊3	大飯3・4	高浜3・4	伊方3	川内1・2	玄海3・4
敷地内の破砕帯		断層内物質を用いた活動性評価方法の妥当性		断層内物質を用いた活動性評価方法の妥当性	断層内物質を用いた活動性評価方法の妥当性	断層内物質を用いた活動性評価方法の妥当性	
地震動	・敷地及び敷地周辺の地下構造		地震発生層の上端深さの再検討	地震発生層の上端深さの再検討			
	・震源を特定して策定する地震動	敷地近傍の断層の活動性の評価	地盤モデルの妥当性	地盤モデルの妥当性	中央構造線断層帯の連動評価		
	・震源を特定せず策定する地震動	留萌の地震動の精査			留萌の地震動の精査		鳥取県西部の地震の取扱い
	・基準地震動	未審議	未審議	未審議	未審議		未審議
	・耐震設計方針	基準地震動が変われば再度審議	基準地震動が変われば再度審議	基準地震動が変われば再度審議	基準地震動が変われば再度審議	再度審議	基準地震動が変われば再度審議
津波	・基準津波						
	・耐津波設計方針					再度審議	
地盤・斜面の安定性		未審議	未審議	未審議	未審議	未審議	未審議
火山影響評価						火砕流のシミュレーション解析を実施中	

(注1) 審議を進めて行く上で、さらに追加の課題が出てくることも有り得る。

(注2) 地震動評価及び津波評価の入力パラメータの妥当性については、再度確認中。

審査書案に対する科学的・技術的意見の募集について

平成26年3月26日
原子力規制庁

原子力発電施設等の設置変更許可申請に関する規制基準適合性審査 に対する科学的・技術的意見の募集要領 (案)

1 意見募集対象

基準の大幅な変更による設置許可の変更申請が行われた場合に、その基準への適合性について審査を行い、原子力規制委員会が決定を行う前段階の審査書。(例:「〇〇原子力発電所の設置変更許可申請に係る規制基準適合性審査に関する審査書」(案))

2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント」欄及び原子力規制委員会ホームページ (<http://www.nsr.go.jp/>)に掲載する。

3 募集する意見内容

上記1. に対する科学的・技術的な意見

4 意見の提出方法

様式に必要な事項(氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス))を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出する。

(1) ホームページ上の意見提出フォームを使用する

(原子力規制委員会ホームページに、フォームを掲載したコーナーを設置)

(2) 郵送・FAXで意見を提出する

意見提出様式を原子力規制委員会ホームページよりダウンロードし、「意見送付の宛先」まで、送付。

意見送付の宛先

住所: 〒106-8450

東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制企画課宛て

FAX: 03-5114-××××

5 意見提出期限

(審査書案が決定し、審査書案の資料入手が可能となってから30日間を想定)

6 留意事項

- (1) 提出する意見等は、日本語に限る。また、個人の場合は住所、氏名、職業及び連絡先を、法人の場合は法人名、所在地、担当者氏名、所属及び連絡先をそれぞれ記載する。
- (2) 提出された意見については、意見募集期間終了後、個人情報等を記載する欄を除き、原則として公表。(意見自体は原則として全て公表であるため、意見中には個人情報等の公開に適さない情報を記載しないこと。)なお、提出された意見の個々に回答はしない。
- (3) 氏名・連絡先等の個人情報については、提出された意見の内容に不明な点があった場合などの問い合わせのために限る。記入された情報は、当該意見募集以外の用途には使用しない。
なお、提出された意見が下記に該当する場合は、意見の一部を伏せること、または、意見として取り扱わないことがある。
 1. 意見が、対象となる原子力発電施設等の設置変更許可申請に係る規制基準適合性審査に関する審査書案における科学的・技術的判断と無関係な場合
 2. 意見の中に、特定の個人を識別することができる情報がある場合
 3. 特定の個人・法人の財産権等を害するおそれがある場合
 4. 特定の個人・法人の誹謗中傷に該当する場合
 5. 事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合
 6. 提出された情報が虚偽であると判明した場合

(立地自治体における科学的・技術的意見の聴取については、具体的な求めがあれば、別途、検討する。)

平成26年度における保安規定の遵守状況等に関する 検査の重点方針について（案）

平成26年4月2日
原子力規制委員会

平成26年度における保安規定の遵守状況等に関する検査（以下「保安検査」という。）の重点方針を以下のとおりとする。

各原子力規制事務所統括原子力保安検査官は、本方針を踏まえるとともに、所管する原子力施設における保安活動の状況を分析し、弱点や問題点に焦点をあてつつ、平成26年度保安検査の実施方針を定めることとする。

1. 発電用原子炉施設

（1）実用発電用原子炉施設（福島第一原子力発電所を除く）

以下の方針の実行に当たっては、保安活動の実態や安全機能の重要度等を踏まえ検査対象の重点化を図るとともに、抜打ち型検査やインタビュー手法の活用等により、更なる効率的かつ効果的な保安検査を実施する。

① 新規制基準を踏まえた検査

平成25年7月に施行された実用発電用原子炉施設に係る新規制基準の適合性審査が終了した施設については、同審査において確認した重大事故等発生時における対策が保安活動に適切に反映、実施されていることを確認する。

特に、重大事故等対策に係る運転操作や通常運転等に係る操作に必要な要員の力量が確保され、運転に従事する職員（協力会社を含む。）が明確な役割に基づき円滑に運転管理を実施するための保安教育（運転訓練を含む。）等が適切に行われていることを確認する。

また、これら重大事故等発生時における対策に係る保安活動や保安教育等の取り組みが定期的に評価され、必要な改善が行われていることを継続的に確認する。

② プラントの長期停止に伴う検査

長期停止しているプラントに対しては、特別な保全計画等に基づく保安活動について、計画の策定（改訂）及び実施の状況を確認し、長期停止中のプラントの安全が適切に保たれていることを確認する。

③ 安全文化醸成活動の実施状況に係る検査

経営責任者の積極的な関与の下、安全の確保を最優先とする価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していくための文化を醸成する活動が確実に実施されていることを確認する。

(2) 福島第一原子力発電所

○ 放射性廃棄物管理及び放射線管理の実施状況に係る検査

東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対する実施計画に定める保安のための措置の実施状況の検査については、平成26年2月26日の原子力規制委員会において決定された、敷地境界における実効線量の制限の達成に向けた実施計画の変更指示を踏まえ、関連する放射性廃棄物管理（汚染水対策を含む）及び放射線管理（作業員の被ばく低減対策を含む）の実施状況等について重点的に確認する。

(3) 高速増殖原型炉もんじゅ

○ 保守管理不備を踏まえた保安措置命令等に対する対応状況の確認

平成24年11月に確認された保守管理不備に対し、当委員会が独立行政法人日本原子力研究開発機構に対し発出した保安措置命令等について、その対応状況を確認するとともに、その後の対策の定着状況及び安全文化醸成活動に係る取組状況を継続的に確認する。

2. 核燃料施設等（※）

〔※ 加工施設、試験研究炉、再処理施設、核燃料物質の使用施設、
廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、廃止措置中施設〕

以下の方針の実行に当たっては、各施設の特徴、保安活動の実態及び安全文化の醸成の取組み等を踏まえた上で、検査対象の重点化を行う等、メリハリのある検査を実施することとする。

(1) 試験研究炉

① 新規制基準を踏まえた検査

平成25年12月に施行された試験研究用等原子炉施設に係る新規制基準の適合性審査が終了した施設については、変更後の保安規定に基づく内部規定の整備状況及びそれら規定に基づく保安活動の取組状況を確認する。主な項目は以下のとおり。

- 1) 新規制基準対応における体制の整備等の実施状況
- 2) 上記1)に伴う教育訓練の実施状況

なお、新規制基準適合性審査が未了の施設であっても、既に事業者において、新規制基準に係る対応がなされている場合は、現行の保安規定等に基づく保安活動の取組状況を確認する。

② 現状確認を踏まえた検査

「核燃料施設等に係る現状確認の進め方について」（平成25年12月25

日、原子力規制委員会資料)に基づき、京都大学研究用原子炉について、施設の現状確認を行った。当該確認の中で、事業者が行うとしている運転制限、運転管理体制等の取組状況を確認する。

③ 定期的な評価に係る検査

設置後30年を経過した試験研究用等原子炉施設については、保全のために実施すべき措置に関する計画を策定し、経年変化に関する技術的な評価(高経年化評価)を10年ごとに行い、保全計画を見直す必要がある。この計画に基づく保安活動が、適切に実施されているか確認する。

(2) 廃止措置中施設

○ 保守管理計画に係る検査

施設の老朽化を適切に加味・反映した保守管理計画が策定され、計画に基づいた保守管理が実施されていることを、記録のみならず現場も含めて確認する。

(3) 再処理施設

① 新規制基準を踏まえた検査

平成25年12月に施行された核燃料施設等に係る新規制基準の適合性審査が終了した施設については、変更後の保安規定に基づく内部規定の整備状況及びそれら規定に基づく保安活動の取組状況を確認する。主な項目は以下のとおり。

- 1) 重大事故等発生時の必要な体制の整備等の実施状況
- 2) 上記1)に伴う教育訓練の実施状況

なお、新規制基準適合性審査が未了の施設であっても、既に事業者において、新規制基準に係る対応がなされている場合は、現行の保安規定等に基づく保安活動の取組状況を確認する。

② 運転管理及び教育・訓練に係る検査

JAEA東海再処理施設において、平成26年度にプルトニウム溶液処理のためのプルトニウム転換技術開発施設の運転と高放射性廃液処理のためのガラス固化技術開発施設の運転が予定されていることから、保安規定等に基づき、教育訓練、運転及び保守管理等の実施状況を確認する。

(4) 加工施設

① 新規制基準を踏まえた検査

平成25年12月に施行された核燃料施設等に係る新規制基準の適合性審査が終了した施設については、変更後の保安規定に基づく内部規定の整備状況及びそれら規定に基づく保安活動の取組状況を確認する。主な項目は以下のとおり。

- 1) 重大事故等発生時の必要な体制の整備等の実施状況
- 2) 上記1)に伴う教育訓練の実施状況

なお、新規制基準適合性審査が未了の施設であっても、既に事業者において、新規制基準に係る対応がなされている場合は、現行の保安規定等に基づく保安活動の取組状況を確認する。

② 現状確認を踏まえた検査

「核燃料施設等に係る現状確認の進め方について」（平成25年12月25日、原子力規制委員会資料）に基づき、三菱原子燃料(株)及び日本原燃(株)六ヶ所ウラン濃縮工場について、施設の現状確認を行っている。当該現状確認の中で確認された事故対策に係る手順書や資機材の整備、教育訓練の実施状況に関して、事業者が実効性向上に向けてPDCAを廻して継続的に取り組んでいる状況を確認する。また、現状確認の結果、確認された課題や事業者が今後改善するとしている事項があれば、その取組状況を確認する。

(5) 核燃料物質の使用施設

○ 新規制基準を踏まえた検査

平成25年12月に施行された核燃料物質の使用等に関する規則の改正に伴い、変更後の保安規定に基づく内部規定の整備状況及びそれら規定に基づく保安活動の取組状況を確認する。

(6) 廃棄物埋設施設

○ 定期的な評価に資する保安活動に係る検査

廃棄物埋設地の外への放射性物質の異常な漏えいや地下水位の監視等、定期的な評価に資する保安活動を確認する。

(7) 廃棄物管理施設

○ 非常時の措置に係る検査

事故時の連絡体制や連絡手順及び訓練の状況など、非常時の措置に係る保安活動を確認する。

なお、平成25年12月に施行された核燃料施設等に係る新規制基準の適合性審査が終了した施設については、変更後の保安規定に基づく内部規定の整備状況及びそれら規定に基づく保安活動の取組状況も確認する。

東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所の保安検査結果について(速報)

平成26年3月26日
柏崎刈羽原子力規制事務所

1. 概要

平成26年2月24日から平成26年3月7日までの間、東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所における保安規定の遵守状況を確認するため、保安検査(以下、「検査」という。)を実施した。検査は、検査前に公表した予定の検査項目以外にも、抜き打ち検査を実施した。

2. 検査の内容及び方法

○検査内容:認可された保安規定に基づいた保安活動が適切に実施されているかを以下の項目について確認した。

- (1)平成25年度の安全文化醸成活動に係る実施状況
- (2)放射線管理の実施状況
- (3)記録及び報告の実施状況
- (4)過去の違反事項(監視)に係る改善措置状況
- (5)抜き打ち検査:放射性固体廃棄物の管理の実施状況
- (6)平成22年度以降の「違反」3件についての改善措置状況

○検査方法:保安規定の遵守状況を確認するため、マニュアル及び記録の確認、機器等の運転・管理状況の現場確認及び保安活動への立ち会い等を実施した。

3. 検査で確認した主な事項

(1)平成25年度の安全文化醸成活動に係る実施状況

検査では、事業者が「法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動手引き」等に基づき、平成25年度の安全文化の醸成のための活動計画を策定し、ほぼ計画通りに実施していることを、「平成25年度安全文化醸成に係る活動計画」及び「平成25年度安全文化醸成活動年度評価について」等により確認した。

事業者は、平成25年度の不適合件数やアンケート調査結果に基づき組織風土の状態等を用いて、柏崎刈羽原子力発電所における安全文化の現状を評価し、安全文化醸成活動の取り組みに成果が現れていると評価している。一方で、平成25年度の不適合の発生状況からは、事業者直営分の不適合件数は減少しているが、協力企業に

よる施工不良が原因の不適合は下げ止まり傾向にあること、アンケート調査結果から、福島第一原子力発電所の事故等を踏まえた安全対策以外の業務に関して人員等の割り当てが不十分といった管理者に対する評価が低いこと等から、安全文化要素の「事故・故障等の未然防止に取り組む組織」及び「上級管理者の明確な方針と実行」等について、今後改善が必要であると評価したことを確認した。

また、保安検査期間中に開催された発電所長の行うレビュー会議に立会し、平成25年度の安全文化醸成活動に係る評価結果及び協力企業を含めたコミュニケーションの一層の充実等を図る等の次年度方針を確認した。

(2)放射線管理の実施状況

検査では、「管理区域の出入管理」、「保全区域・周辺監視区域に関する措置」、「線量の評価」、「外部放射線に係る線量当量率の測定」等の保安規定の条項に係る運用等について、「放射線管理基本マニュアル」、「放射線作業管理マニュアル」等のマニュアル・ガイドの遵守状況を確認することを目的とした。

検査の結果、「管理区域の出入管理」については、チェックポイントにおけるもらい汚染の防止に配慮した活動が行われており、入域者の誤ったAPD着用の防止や入域時の監視についても、発生した不適合に対応した新たな運用が開始されていることを周知文書により確認した。また、「保全区域・周辺監視区域に関する措置」については、標識の表示や立入制限の防止処置が「保全区域・周辺監視区域標識管理ガイド」にしたがって、適切に実施されていることを現場で確認した。

「線量の評価」については、5年間の累積線量管理により基準線量を超過した放射線業務従事者に対する個別管理が行われており、「線量管理マニュアル」、周知文書等を確認した。

「外部放射線に係る線量当量率の測定」については、「放射線管理区域管理マニュアル」に定めた測定項目及び測定頻度にしたがって測定し、管理されていることを「放射線管理測定記録」等により確認した。

(3)記録及び報告の実施状況

検査では、保安規定第120条で要求されている中から、放射性廃棄物、放射線管理、保全等に係る「記録」に着目し、検査を実施することとし、第121条の「報告」については報告実施状況と報告手順体制等の状況について検査を実施した。

記録の保存については、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき保管・管理が行われ、必要な記録は必要な時に確実に探し出せる運用が図られて入ることを保安規定第120条に基づき保存されている記録から放射性廃棄物、放射線管理、保全等に係る記録の抽出・提示を求め、確認した。

報告については、「トラブル等の報告マニュアル」に基づき報告事象が発生した時は、原

子炉主任技術者、発電所長、社長へ確実に報告される適切な報告体制となっていることを「K1燃料集合体燃料棒同士の接触(H25.3.19)」の「第一報用紙」及び「通報連絡実績」記録を確認し、報告体制が整備されていることを確認した。

(4) 過去の違反事項(監視)に係る改善措置状況

過去の違反事項(監視:「5号機の設計管理における不備について」)に係る改善措置に対する原子炉設置者の実施状況を確認し、設計管理における改善の取り組みが継続して実施されていることを確認した。

(5) 抜き打ち検査:放射性固体廃棄物の管理の実施状況

「抜き打ち検査」に係る検査として、平成25年12月に低レベル放射性固体廃棄物輸送容器200基が事業所外へ搬出されたことから、作業に関する一連のプロセスについて保安規定の遵守状況を確認した。

「放射性固体廃棄物事業所外廃棄マニュアル」、「物品移動管理マニュアル」のマニュアル及び「放射性固体廃棄物事業所外廃棄手順書」等のガイドに従い、輸送計画、放射線管理及び搬出作業等の一連のプロセスが適切に実施されていることを、作成された「低レベル放射性廃棄物輸送実施計画書」、「実入輸送容器サーベイ記録」等の記録により確認した。

(6) 平成22年度以降の「違反」3件についての改善措置状況

平成22年度以降の「違反」3件(「柏崎刈羽原子力発電所における保守管理の不備」、「5号機中央制御室非常用換気空調系の運転上の制限の不遵守」、「2、3、4号機計測制御設備の保守管理不備」)についての改善処置に対する原子炉設置者の実施状況を確認した。

検査の結果、保守管理に関する組織要因対策の実施、保安規定の要求事項の明確化、定例的でない業務に対するレビューの仕組みの改善等の処置が計画的に実施されていることを確認した。

以上